

令和2年第3回大和村議会定例会会期日程

9月16日開会～9月28日閉会 会期13日間

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	9月16日	水	本会議	開 会
				1 会議録署名議員の指名
				2 会期の決定
				3 諸般の報告
				4 行政報告
				5 議案第43号 令和2年度大和村一般会計補正予算（第4号）について
				6 議案第44号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
				7 議案第45号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
				8 議案第46号 令和2年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について
				9 議案第47号 令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
				10 議案第48号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
				11 議案第49号 令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について
12 議案第50号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について				

第 1 日	9 月 16 日	水	本会議	13 認定第 1 号	令和元年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
				14 認定第 2 号	令和元年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
				15 認定第 3 号	令和元年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
				16 認定第 4 号	令和元年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
				17 認定第 5 号	令和元年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
				18 認定第 6 号	令和元年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
				19 認定第 7 号	令和元年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
				20 認定第 8 号	令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
				21	令和元年度決算審査特別委員会の設置について
				22 同意第 8 号	大和村教育委員会委員の任命について
23 諮問第 1 号	大和村人権擁護委員の候補者の推薦について				
24 発議第 7 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化				

第1日	9月16日	水	本会議	に対し地方税財源の確保を求め る意見書の提出について
第2日	9月17日	木	委員会	決算審査特別委員会（現地調査）
第3日	9月18日	金	本会議	1 一般質問
第4日	9月19日	土	休 会	
第5日	9月20日	日	休 会	
第6日	9月21日	月	休 会	敬老の日
第7日	9月22日	火	休 会	秋分の日
第8日	9月23日	水	委員会	決算審査特別委員会（一般会計・各特別会計）
第9日	9月24日	木	委員会	決算審査特別委員会（一般会計・各特別会計）
第10日	9月25日	金	休 会	
第11日	9月26日	土	休 会	
第12日	9月27日	日	休 会	
第13日	9月28日	月	本会議	1 認定第1号 令和元年度大和村一般会計歳入 歳出決算の認定について 2 認定第2号 令和元年度大和村簡易水道事業 特別会計歳入歳出決算の認定に ついて 3 認定第3号 令和元年度大和村国民健康保険 特別会計歳入歳出決算の認定に ついて 4 認定第4号 令和元年度大和村大和診療所特 別会計歳入歳出決算の認定につ いて 5 認定第5号 令和元年度大和村介護保険特別 会計歳入歳出決算の認定につい て 6 認定第6号 令和元年度大和村集落排水事業

第13日	9月28日	月	本会議	<p>特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>7 認定第7号 令和元年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>8 認定第8号 令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告及び採決)</p> <p>9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について</p> <p>閉 会</p>
------	-------	---	-----	--

第 3 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 2 年 9 月 1 6 日 (水)

大 和 村 議 会

令和2年第3回大和村議会定例会会議録

令和2年9月16日（水）

午後1時25分 開 会

1 議事日程

開議の宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第43号 令和2年度大和村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 議案第44号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第45号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第46号 令和2年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第47号 令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第48号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第49号 令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第50号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 認定第1号 令和元年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 令和元年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 令和元年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 令和元年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 日程第17 認定第5号 令和元年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 令和元年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 令和元年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第8号 令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 令和元年度決算審査特別委員会の設置について
- 日程第22 同意第8号 大和村教育委員会委員の任命について
- 日程第23 諮問第1号 大和村人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第24 発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

- | | |
|----------|----------|
| 1番 市田実孝君 | 6番 勝山浩平君 |
| 2番 前田清和君 | 7番 民文忠君 |
| 3番 重信安男君 | 8番 宮田到君 |
| 5番 藏正君 | 9番 奥田忠廣君 |

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 次長 児玉明美君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長 伊集院幼君	教育長 晨原弘久君
副村長 泉有智君	教委事務局長 福山茂君
総務課長 政村勇二君	企画観光課長 森永学君
建設課長 前田逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長 郁島武正君

教委指導主事	前 田 剛 君	会計管理者 兼会計課長	大 石 松 美 君
保健福祉課長 兼大和診事務長	早 川 理 恵 君	住民税務課長	吉 原 照 悟 君
大和の園園長	勝 健一郎 君		

開会 午後1時25分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。

ただいまから令和2年第3回大和村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、勝山浩平君、7番、
民文忠君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの13日間にし
たいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月28日までの13日に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年第2回定例会以降、議会活動につきましては、文書でお手元に配付いた
しておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、行政報告を行います。

村長より行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。

それでは、行政報告をさせていただきます。

議員の改選後、初の6月議会におきまして、6月23日に議会が開会され、6名の議員の皆さんから御質問・御提言をいただきました。我々も早急に取り組めるものについて説明させていただいているところでもございますが、特に新型コロナウイルス対策につきましては、御案内のとおり、今回の予算にも計上しておりますとおり、早急に進めるものから取り組みをしていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いをします。

7月に入りまして、6月議会で議員の皆さんから質問があった内容について、我々も取り組めるところからということで、7月16日には奄美漁協との意見交換もさせていただきました。我々も先々を見た形で奄美漁協のほうに対しましても、海砂採取についての我々の思いを、議会から言われたことも含めてお伝えをし、今後漁協として取り組みをしていきたいということでもございました。ですので、次の総会からは、何らかの進展があるのではないかとというふうに我々も期待をするところでもございます。

翌日の17日におきましては、奄美商工会の皆さんとの意見交換会もさせていただきました。議員の皆さんからもいろいろと御意見が出ております村内商店の維持存続に向けた取り組み、そしてまた買い物難民における我々の村民への支援についても、商工会の皆さんの率直な意見の中で、村としてどういう形で支援ができるかということも意見交換もさせていただいたところでもございます。我々も、今現在できるものから、どういう形で進められるかということも、今、庁内でも検討しているところでもございますので、しっかり関係機関との調整を図りながら、我々も進めさせていただきたいというふうに思うところでございます。

7月28日でございますが、今現在、地籍調査を進めている思勝地区における、岩崎産業との境界立ち合いにつきましては、ある程度、進んでいるところでもございまして、今後進めていくための、やっぱり会社の方針等もしっかり確認する上で、我々もこれから近いうちに岩崎社長ともアポを取りながら進めていきたいと思っておりますので、まず集落の近辺のほうから我々もしっかり確定をし、進めていき

いというふうに思って、取締役のほうとも意見交換をさせていただき、我々の要望に沿って、会社としても進めていきたいという意向で伺っていたところでもございます。

8月に入りまして、8月20日でございますけれども、塩田新知事と選挙後初めてお会いをさせていただき、本村の取り組み等についてお話をさせていただきました。就任後、いろいろと県内もまだ回ってないということで、来月には奄美に徳之島のほうから対話を行うような話もございますので、我々もしっかり大和村にも御来村いただいて、村の取り組みをしっかりと見ていただきたいというふうに思っております。

8月29日でございますが、御案内のとおり、ひらとみ祭りが中止ということになりまして、しかしながら、青年団ともお話をし、豊作祈願はしたほうがいいんじゃないかということで、土曜日の日に祈願祭をひらとみ神社で行ったところでもございます。今後とも、我々もしっかりこの主催者のほうとも連携を図りながら、進めていきたいというふうに思っております。

9月に入りまして、9月9日でございますが、6月議会で皆さんの承認をいただきました島外就学支援金の交付をさせていただきました。今、教育委員会のほうで対象者をしっかり把握する中で、支援金の交付を早急に行いたいということで進めているところでもございます。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第43号 令和2年度大和村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、議案第43号、令和2年度大和村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村一般会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村一般会計補正予算（第4号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業や津名久憩い広場再整備事業など、歳入歳

出それぞれ3億4,084万2,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和2年度大和村一般会計補正予算（第4号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和2年度大和村一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ3億4,084万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,194万4,000円にしようとするものです。

歳入の主なものから御説明いたします。

8ページをお開きください。

款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、普通交付税の交付額決定により9,880万3,000円を増額計上いたしました。

同じく、8ページをお願いいたします。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目3公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、河川等災害復旧として9,029万2,000円を増額計上いたしました。

同じく、8ページをお願いいたします。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金など、合計で9,793万7,000円を増額計上いたしました。

同じく、8ページをお願いいたします。

款14県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金は、地籍調査事業交付額の決定により816万7,000円を減額計上いたしました。

9ページをお開きください。

款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度からの繰越金の確定により4,746万2,000円を増額計上いたしました。

同じく、9ページをお願いいたします。

款19諸収入、項3雑入、目2雑入は、消防団員安全装備品整備等助成事業などの雑入と合わせまして、まほろば保育園の給食自己負担金など、合計で214万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

10ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費は、財政調整基金への積み戻しとして5,100万円を計上いたしました。

同じく、10ページの日6財産管理費は、役場庁舎へ戻る際の庁舎耐震ネットワーク環境整備費における電算経費や、大榎集落、名音集落における公有財産購入費など、合計で1,278万5,000円を計上いたしました。

同じく、10ページの日12地方創生臨時交付金事業は、新型コロナウイルス感染症対応における関連経費といたしまして、報償費へ10万円、需用費で2,215万円、委託費といたしまして1,195万円、備品購入費として4,843万8,000円、続いて11ページへ移りまして、負担金補助及び交付金といたしまして1,002万円、繰出金として760万4,000円の、合計で1億26万2,000円を計上いたしました。

11ページをお願いいたします。

款2総務費、項5統計調査費、目4地籍調査費は、交付額減による事業量減に伴い、委託料を848万7,000円減額計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、放課後児童クラブへの委託料や負担金補助及び交付金として、村外保育所を利用する際の負担金の地域型保育給付費など、合計で432万7,000円を計上いたしました。

13ページをお開きください。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費は、津名久集落における公民館前観覧席の改修工事費といたしまして1,500万円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

款7土木費、項6住宅費、目1住宅管理費は、村営住宅及び定住住宅の管理における今後の修繕費といたしまして600万円を計上いたしました。

同じく、14ページの款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費は、消防団員安全装備品整備等助成事業における消防団員へのトランシーバー購入の備品購入費といたしまして94万円を計上いたしました。

15ページをお開きください。

款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費は、村道名音志戸勘線の災害復旧費といたしまして、合計で1億3,580万1,000円を計上いたしました。

同じく、15ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項2農林水産施設災害復旧費、目1林業施設災害復旧費は、林

道大和浜線における災害復旧費といたしまして1,459万2,000円を計上いたしました。

款13予備費におきましては、88万5,000円を増額いたしまして、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

何点かお伺いをさせていただきます。

まず、10ページの公有財産購入費、説明がございましたが、名音と大柵、住宅用の家屋、土地を購入ということでしたけれども、今後の活用方針はどのようになっていますか。

○総務課長（政村勇二君）

その公有財産購入費に充てられます538万5,000円ですけれども、一応用地は大柵集落が2筆、建物1、名音集落が3筆、建物1、面積は名音集落のほうが少ないんですけれども、その中でやはり住宅用地、名音集落のほうからの要望等がございます。なかなかこれまで住宅用地として用地確保は難しい現状があった中で、まずはそういった要望に応えるような形で住宅用地として進めるほか、またその利活用に関しましては、また集落等の要望、意見等を参考にしながら利活用させていただきたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

要望に応じていただいて、大変ありがとうございます。集落に住みたいという相談とかがあるんですけれども、なかなか住宅がないもので断ることが多かったので、大変有難いと感じております。

続いて、同じく10ページの委託料、ネットワーク機器整備委託、学校の無線LANが古いのを更新をして、容量を大きくして、いろいろボーダーを使った授業等のスピードアップを、効率化を図っていききたいということでございましたけれども、この事業の内容はどのようになっていますか。

○教委事務局長（福山 茂君）

このネットワーク機器整備業務委託につきましては、190万円計上をしております。それにつきましては、昨年度までに無線LAN関係の整備をしておりました。その中で、間に入っておりますハブという通信機器がございますが、その機器のほ

うが以前に整備しておりますので、やはり古いものが、容量が小さいものが入っております。それに関しまして、新しく入れ替えをしていくという形でしております。そのようにして、通信速度が今1メガの機械でしたので、それが上がっていくのを期待をして準備をしております。

○6番（勝山浩平君）

実際、学校の現場の先生方から、遠隔授業を行うんですけれども、容量が小さいために動画が固まってしまっていてできないという声もありましたので、また導入にあたりましては現場の先生方の御意見等をまたヒアリングしてやってみて、取り組んでいただけたらと思います。

続いて、11ページの備品購入費、家庭学習支援機器購入330万円、Wi-Fiのルーターを今家庭に、インターネットの環境が整っていない家庭に対して10台購入をして貸し出すという内容でありましたけれども、休校のオンライン学習のために今回導入をされつつありましたが、休校だけではなくて、それ以外のまたせっかく購入をしますから、活用等もぜひ検討していただけたら有難いと思うんですけれども、いかがですか。

○教委事務局長（福山 茂君）

この事業につきましては、家庭の中でインターネットの通信環境がない子どもたちに対して、臨時休校の期間中、何らかの学習の支援ができないかという形での対応としております。その中で、実際に家庭のほうに通信環境がない子に対してやりますので、すべての子どもたちにある、すべての子どもたちというわけではなくて、あくまでも家庭にそういう環境がないと。実際に、インターネットとか環境がある子については、その環境でもらいます。

その中についても、やはり貸し出すとなりますと、やはりセキュリティの問題もありますので、現在のところはあくまでも臨時休校期間中と考えております。また、学校といろいろ検討しながら、その臨時休校期間中の活用については進めてまいりたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

せっかく330万円も交付金がありますけれども、税金を投入して購入をします。休校がないのが当然一番いいですけれども、せっかく予算を投じて今回購入をしますから、例えば野外学習とか自然遺産を子どもたちが学んでいく中で、貴重な動植物とか、このタブレット等を外に持ち出して調べたり、そういった使い方もあると思いますので、また同じく学校の先生方といろいろ前向きな検討をしていただけた

ら有難いと思います。

続きまして、11ページ、負担金、商工等事業者事業継続支援金、コロナ対策として10万円を35業者の方々に、これは経済対策の第2弾にあたりますかね。行うということでありましたけれども、どのような業種が対象となっておりますか。

○企画観光課長（森永 学君）

第1弾では、観光、飲食事業者などに限定をして行いましたが、今回のこの支援金に関しては、奄美商工会大和支所会員の事業所の皆様に支援をしようとするものでございます。

○6番（勝山浩平君）

これも大変有難い事業だと感じておりますが、またコロナ禍は長期化することが見込まれておりますので、今回、第2弾となっておりますが、今後のまた支援策についても現場の声を聞いていただいて、対応していただけたら大変有難いと思っております。

また、最後に14ページの住宅管理費、これも600万円、説明がございましたけれども、いま、村営住宅、定住促進住宅に入居されている村民の方々が、老朽化によっていろんな修繕依頼を結構役場のほうに要望していると思いますが、修繕依頼があったものに対して、どれくらいの割合で修繕の対応ができておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

今、9月に入りまして、先週までの現状なんですけれども、実際4月から始まりまして、74件は実際修繕が完了しております。その総額といたしまして、まず給湯器とかガラスの破損、ふすま、換気扇、ブロワー、そういったものを合わせまして74件で、656万円、当初組んでいた額をもう上回るというところで、今回補正でまた600万円上げたところでございます。

○6番（勝山浩平君）

村民からたまにあるのが、2、3年前に修繕依頼をして、役場の担当職員が見に来ていただいたんですけども、それ以降は何もないよというのがあつたりしますので、その修繕依頼があつた場合には、現場を見に行きますけれども、これからの対応についても、どうして、予算がつき次第とか、急ぎではないから後にするとか、そういった細かい報告の対応もしっかり取っていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

実は、先週、台風10号があつた際に、担当職員を含めまして、災害状況を各職員

をお願いした後に、また村営住宅、定住促進住宅を管理する担当として、住宅を全部回ったところでございます。その中には、やはりまだ修繕、前回修繕依頼があつて、修繕できてなかったというところも把握いたしましたので、その分も踏まえて、今回の補正予算通過後に早急に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（藏 正君）

ちょっと興味深いものがありまして、ご当地ソング作成委託費について、どういった方に委託されていくのか、またどういった効果を狙っているのかお尋ねいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

ご当地ソングについてでございますけれども、内容といたしましては、大和村で偉大な功績がございます直川智翁を何とか広めることができないかなというコンセプトで、そういったものを中心にしたオリジナルの体操を加えた歌が作れないかということで考えております。これにつきましては、作詞作曲、振り付けもできるだけ村内の方でオリジナルを作っていけたらというふうに思っています。ただ、制作委託ということにつきましても、各いろんな住民に参加をしていただいて、その振り付けを覚えていただいて、それをビデオでつなげて、プロモーションビデオのような形で住民総参加まではいかないかもしれませんが、それに近い形でみんなで盛り上げていけたらというふうに考えている内容でございます。

○5番（藏 正君）

大変興味深くて、楽しみにしているんですけども、この最終的なそういったもの、狙いというか、その効果というのはどういったものが狙いの中に含まれていますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

これにつきましては、地方創生臨時交付金ということで、まずコロナに関連いたしまして、コロナで家庭での行動自粛というのが非常に求められている中で、やはり体力の低下というのも見られておりますので、まずは第一はそこ、個人でできる、楽しんでできる運動を少しでもしていただくということでございます。あとは、観光へのPRということでもつながっていくかと思っております。

○5番（藏 正君）

保健福祉課さんに、もう一つ聞きたいのが、その次のページですね。聴覚障害者支援機器購入費267万円とありますけれども、これは聴覚障害者の方に最新式の機

種をもって負担を軽減するようなために購入するというふうには聞いているんですけども、どういったところに配置されるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（早川理恵君）

この267万7,000円のうちに、聴覚障害の機器にあたりました27万7,000円の分を予定しております。これにつきましては、やはりコロナの影響でマスクをしたり、大声を出さなかったりということで、聴覚障害の方が聞き取りに非常に苦勞されているという現状がございますので、それを少しでも支援するために聞き取りがしやすい機器の購入、またはレンタルということで考えております。

これにつきましては、配置ということでございますけれども、レンタルにおいて数台確保できた場合には、施設であったり、診療所であったり、問診とか聞き取りを重要とする場所、対人サービスの場所において活用を考えております。あとは役場であったり、訪問の際に、例えば要介護の認定調査であったりといった箇所、正確に聞き取りにつながるようということで色々な想定を考えています。

○5番（藏 正君）

ぜひレンタル方式にして、複数台を確保して、そういった箇所で利用するような形を進めていただきたいと思います。

あと、12ページの民生費、地域型保育給付費315万円上がっておりますが、これはどういったものなのか教えてください。

○保健福祉課長（早川理恵君）

地域型保育給付費につきましては、村外の保育所を利用する方への利用の給付費ということになっています。

○5番（藏 正君）

その村外の保育所、湯湾釜分校を利用されている方と、村外を利用されている方の人数を教えてください。

○保健福祉課長（早川理恵君）

まず、湯湾釜分校の利用者でございますけれども、現在9名ということになっております。もう一つ、村外の利用者につきましては5名という数字でございます。

○5番（藏 正君）

その補助率というか、補助額とかいうのは、だいたい同じような金額になるというふうな形になっているんですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

まず、村内を利用いただいている方につきましては、自己負担は無しという形でご

ざいます。村外の利用者につきましては、無償化の部分につきましては無料なんですけれども、一部ゼロ歳から2歳の方、あるいは3歳から5歳までの方について、所得に応じてということも勘案しまして、一部自己負担をいただいているということでございます。あと、認可であるか、認可外であるかということについても、違う計算方法で一部負担いただいております。

○5番（藏 正君）

この村外の方で、湯湾釜分校のゼロ歳の対象者だけでも、村外を利用されているという方で、湯湾釜分校でなくてはいけないとか、何かそういった話とかはありますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

湯湾釜分校のほうも定員枠を拡げまして、入所していただけるような体制はとっておりますけれども、やはり保護者の勤務場所の近くの利用のほうが安心であるとか、そういった理由で村外を利用されている方もおられます。

○5番（藏 正君）

ちょっと関連の質問になりますけれども、河川等の災害復旧費について関連で質問したいと思いますが、湯湾釜の河平川というんですかね、あそこの土砂をいっぱい取っていただいて、大雨に対する対策等では一応安心しているところですけど、土砂を除去した後に、今まで埋設していた箇所が陥没しているところとか、破損している箇所が結構気になる数見えるんですけども、そういったものの後の補修等の計画等について教えてください。

○建設課長（前田逸人君）

河平川はそうですね、台風前に土砂除去をやりまして、何とか災害を免れたところでございますが、ところどころ各集落、各準用河川にはブロックが1つ抜けたり、2つ抜けたり、災害にならない程度のような補修箇所がございます。その箇所につきましては、現場を点検しまして、簡単な間詰をすると、間を詰めたり、そういった形で今後対応しながら、大きな災害にならないような形で維持管理は進めていきたいと思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○3番（重信安男君）

先ほどの災害関連に関して、私も質問させていただきます。

大和浜地区の松崎地区、あそこの小さなお墓がありますけれども、墓の横に山か

ら側溝が流れてきています。側溝が大雨時期に必ず土砂が流れてきて、堆積して、雨水が海に流れるのではなく、集落のほうに流れてきてるんですね、近隣の住宅の庭の方に。写真を見せてもらったんですけど、車のタイヤが半分ぐらい埋まるぐらいの雨水がたまるほどぐらいの、大雨のときは、梅雨、災害が小規模の災害がきております。そこを、前は急傾斜とかいろいろやって、工事をやっと思ったことは覚えてるんですけど、災害は私も分からなくて、それをちょっと早急に近隣住民も怖がっているものですから、何とか対処していただけないかなと思いますけど。

○建設課長（前田逸人君）

議員がおっしゃるように、松崎の墓所の横の側溝は度々大雨になるとちょっと溜まるところで、今回の台風前にも被害にならないようにということで、除去は海岸の口も含めて除去を行っているところではございますが、こういった形で度々起こるのであれば、今後対策としましては、側溝の雨量が近年はだいぶ変わってきてるところがあると考えているところから、側溝の幅を広げるとか、そういった対策を取りながら、そこに溜まらないような形で今後検討していきたいと思います。

○3番（重信安男君）

山からの土砂もありますけども、現在、国直が台風とか災害で砂が上にあがってくると、大変な問題になっておりますけど、この大和浜の海岸も下手すると1メートルぐらい砂が上がっていますという、満潮時になれば潮が満ち潮になって、波で流れてくる側溝の中に砂が入って、砂が道路まで上がって側溝に溜まっている状態なんです。だから、やっぱり砂の側溝を大きくしても、やはり場所は一緒だったら、やっぱり砂が入って来とるんですよ。ですから、側溝の位置を変えて、山場の方に横に持っていくとか、ちょっとそう対処したほうがいいと思いますけど、いかがですか。

○建設課長（前田逸人君）

そういった場所移動、場所を別の箇所に側溝を入れると、そこも案だと思えますけれども、まずは今回の台風はちょうど満潮位と潮位が高い時期に重なりまして、そういった現象が各海岸起こっているところではございますので、そこは現場を確認しながら検討して、こういった形のほうがいいか、海岸の方をもっと浚渫して、そういった形でやったほうがいいのかというのを検討しながら、今後決めたいと思います。

○3番（重信安男君）

ちょっと関連して、あそこの船上げ場がありますよ。船上げ場が今何故かわかり

ませんが、砂浜が溜まって、船を下ろそうにも、砂があつて船が下ろせないという状態になっております。だから、その砂が結構、大和浜のあそこに堆積して、どんどん溜まってきたいと思うんですけども、そしてその横に川ですかね、納さんの家と港湾との間に小さな、大きな側溝があるんですよ。川ですか、あれ。あそこの入り口に海に面する戸があるんですよ。そこに砂が溜まって、戸が閉まっていない状態。ですから、そこからどんどん砂がこの中のほうに入って堆積しているという状況ですので、そこもちょっと明日また現地調査のときに、今日は議員の皆様をお願いして、明日ちょっと時間をつくってもらって見に行こうと思っているんですけども、そこもちょっと検討していただきたいと思います。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○2番（前田清和君）

1点だけ、お伺いします。

10ページの歳出ですが、備品購入費で緊急車両等購入費3,500万円、これは多分救急車を今度購入されるということを聞いております。今使っている救急車では、ほかの町村に比べてもいろいろ設備等が不十分だということで、今回、救急車を新しく購入されると思うんですが、今までと今度買われる、この救急車の中身、具体的にどういうのが設備されて、どういうふうに対応できるのか教えていただければと思います。

○総務課長（政村勇二君）

今回、予算計上させていただきました3,500万円の救急自動車でございますが、現在、大島地区消防組合管内、喜界町を含めて5署所がある中で、高規格車両といいますが、救急救命士は医療行為ができる車両というのが、まだ大和村は整備されておられません。今ある救急車に関しましては、救急Ⅱ課程車、救急救命士と一般の救急隊との車両の違いでございまして、具体的な内容といたしましては、今、救急Ⅱ課程車の車両の中で、車内におけるその救急隊員が医療行為のできるスペースには、ストレッチャーといいますベッドを今の救急車は、ただストレッチャーをそのまま乗せるだけのものだったものが、実際、乗せた上で左右に動かせると。なぜ、そういった左右に動かせるかといいますと、救急救命士が唯一医療行為ができるのが気管内挿管及び輸液、要は点滴、そういったものでどうしても今のストレッチャーですと、右上にしか輸液ができない、左側ですとどうしてもまたいでしまつてできないものを、そのストレッチャーを左右に動かせることで、左にも輸液ができ

るところの点、そして大きくはまた電装、電気系統の設備関係、そのほか今ある救急車より若干大きくなりますので、その中で性能良く収納ボックス、それと収納等がうまくできるというところで、現在、その電装設備の強化におきましても、確認モニター、除細動器、これは今、除細動器が各公民館とかに配備されていますけれども、救急隊も今あるものよりバージョンアップした除細動器、そのほか輸液ポンプ、人工呼吸器、電動吸引機などを装備する総額といたしまして3,500万円を計上したところでございます。

○2番（前田清和君）

村民の命を守る意味でも、本当にそれはほかの町村が先を行って、本村だけがないというのは、大変今回いい補正を組んだなというふうに思わせていただきます。

今、消防職員がおられて、今4人、救急救命士が資格を取っておられますが、その4人体制で、日勤、非番等をしっかりといつでも対応できるように配置されていると聞いております。本当に村民、1分1秒を争う、生命に関わることですので、本当にいいことだと思います。一応この補正で予算が決定しましたら、だいたいいつぐらい購入になる予定とか、まだ分かりませんか。

○総務課長（政村勇二君）

今回の補正が通過しまして、金額が3,500万円という金額になりますので、これは議会の議決に付すべき事項としてありますので、今回の補正予算が通過した後は、仮契約といたしまして、これは受注・発注になります。仮契約いたしまして、12月の議会で新たにまた議案として上程した上で、その後は本契約になりますので、それからこの行程もこれから消防を中心に考えるところでありますが、繰り越しの可能性も出てくるかと思われま。

○2番（前田清和君）

できるだけ早く投入できるように、また議会としても進めていきたいと思えます。最後に、じゃあ今使われています救急車、あれもまだそんなに購入して古くもなっておりませんので、その今使われている救急車は今後どういうふうにされていくのか。処分するのか、それとも2台併用で今後とも使用されていくのか、最後にその点だけお伺いします。

○総務課長（政村勇二君）

現在、救急Ⅱ課程収容の緊急車両におきましては、サイレンと中の無線等は外しまして、緊急車両としてのものではなく、一般の避難所における高齢者の搬送車とか、そういったものでこちらのものとして確保した上で、今後、救急車を2台では

なく、搬送車等における確保をしていきたいというふうに考えております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○3番（重信安男君）

次、款9の教育費なんですが、今、路線バスを委託で行っておりますけれども、昨夜、当局も知っておると思いますが、最終バスが国直と根瀬部の間でオーバーヒートして止まりまして、十数名の高校生、学生ですかね、暗い中、外に出されて、大変な思いをしたということがあります。その委託業者のほうに、やっぱりそういうことのないように整備点検とか、そういうのをちゃんとするように今後、当局のほうから指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○企画観光課長（森永 学君）

議員おっしゃるとおり、昨夜そういうことがございました。今後こういうことになることがないように整備点検はしっかり指導をしていきたいと思ひます。

また、こういうことになった際には、速やかな代替措置ともお願ひしたいと考えております。

○3番（重信安男君）

やはり高額な委託料金を払って、業者のほうを使っているわけですので、それぐらい当局は言ってもいいと思ひますので、今後、学生、子どもが、そういう怖がるようなことのないようなことをちゃんとするように注意をお願ひします。終わります。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第44号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、議案第44号、令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入においては、繰入金及び繰越金の増額、歳出におきましては、施設管理費、使用料及び賃借料の増額など、歳入歳出それぞれ445万4,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（吉原照悟君）

令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ445万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,251万4,000円にしようとするものです。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、項1繰入金、目1繰入金の340万円の増額は、歳出額の増額補正に伴うものでございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金の105万4,000円の増額は、昨年の歳入歳出の差引によるものでございます。

次に、10ページの歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款1 総務費、項1 水道管理費、目2 施設管理費450万円の増額につきましては、主に各浄水場の場内整備と、かん養ミニダムの土砂除去をするための重機借上料でございます。

款3 予備費において4万6,000円を減額して、歳入歳出の調整を行いました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（藏 正君）

今、各浄水場の土砂除去と申されましたけども、各浄水場というのはどここの浄水場が対象になっていますか。

○住民税務課長（吉原照悟君）

かん養ミニダムの土砂除去でございます。かん養ミニダムが大棚と志戸勘にございます。

○5番（藏 正君）

この土砂除去というのは、要するに浄水場の施設の、最初の入ってくるところと、沈殿槽とかありますけども、そういったものの中の土砂を全部入れ替えたということですか。

○住民税務課長（吉原照悟君）

浄水場のろ過池とかいう、その砂の土砂ではなくて、大棚と志戸勘にミニダムがあるんですが、底から取水をしております、水源池ですね。取水をしております。その取水口のところに土砂がもう入り込んでいて、取水するフロート弁というんですけど、そのフロート弁がもう浮いてしまって、何度かかき出してやらないといけない状況にあるんですけども、もう重機を入れないといけない状況になってきますので、その2カ所については重機借り上げで土砂を除去しないといけないということで考えております。

○5番（藏 正君）

要するに、貯水池じゃなくて、水源池のことですね。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから、議案第44号を採決いたします。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第44号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第7 議案第45号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、議案第45号、令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。
提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入において、繰越金確定による増額、歳出におきましては、保険給付費等の増額など、それぞれ490万4,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ490万4,000円増額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,898万3,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、異動等に伴い64万6,000円減額計上いたしました。

款6繰越金、項1繰越金、目1その他繰越金は、前年度繰越金の確定により555万円増額計上いたしました。

次に、7ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、療養給付費の増額見込みにより830万円を増額計上いたしました。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び返還金は、前年度分の特別調整交付金返還金が生じたため、110万2,000円を増額計上いたしました。

款7諸支出金、項2繰出金、目1直営診療所会計繰出金は、特別調整交付金の減額に伴い469万5,000円を減額計上いたしました。

8ページをお開きください。

款8予備費において11万7,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第46号 令和2年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第8、議案第46号、令和2年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）は、歳入におきましては前年度繰越金の確定による増額、歳出におきましては一般管理費の増額など、歳入歳出それぞれ379万9,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（早川理恵君）

令和2年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について、内容を御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ379万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,970万4,000円にしようとするものです。

5ページの歳入を御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の61万4,000円の減額、及び款3繰入金、項2他会計繰入金、目1他会計繰入金の469万5,000円の減額につきましては、款4繰越金の前年度繰越金910万8,000円の増額に伴い調整を図ったものでございます。

次に、6ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費は、更新のための車両入れ替え購入費等により379万9,000円増額計上いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしとします。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第47号 令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、議案第47号、令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入におきましては繰越金の確定に伴う増額、歳出におきましては基金積立金の増額など、歳入歳出それぞれ1,701万4,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,701万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,730万6,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度繰越金の確定により1,701万4,000円を増額計上いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費は、サービス給付費の減額見込みにより187万9,000円減額計上いたしました。

款4基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として1,700万円を増額計上いたしました。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金につきましては、前年度の介護サービス給付費等の返還金が生じたため、189万3,000円を増額計上いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（藏 正君）

現在、大和村において、在宅の介護というのが何件ぐらいなされているのか。その中で、いわゆる老々介護になっている件数とかが把握されている分、わかっている分でもいいんですけど、教えていただけますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

全体の要介護者の数としましては、要支援も合わせまして約120名というふうになっております。そのうち、在宅での居宅という形の方が約70名ということでございます。老々介護の数につきましては、すみません、ちょっと詳細について資料を持ち合わせておりませんので、後ほど確認したいと思います。

○5番（藏 正君）

その在宅介護者等について、介護給付費というのが支払われていると思うんですけども、今、わかる分でもいいんですけど、どのような老々介護者に対してとか、い

ろいろ決まりがあるのかどうか。いくらぐらい支払われているのか、わかっている範囲で教えてください。

○保健福祉課長（早川理恵君）

居宅における介護サービス給付費というのは、決まりといたしまして介護度によって基本的には上限額が違うという形になっております。そのうち、1割がほとんどの方ですけれども、1割を個人負担いただいて、残りの9割を公費の保険料で分配するというような形のサービスの仕方になっております。そして、その方々の何のサービスを必要とするかによって、それぞれ随分違いがあるというふうな状況でございます。

○5番（藏 正君）

今、要するに介護費用の必要とされる分の9割は補助していると。その中で老々介護者というか、そういったところに対しては、何か違った施策を取っているとか、そういったことは今のところないんですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

介護給付サービスの中で、特に老々介護に対してということはありませんけれども、大和村の独自の施策といたしまして、要介護3以上の方を介護する場合に、その家族に対して手当を支給するというものはございます。

○5番（藏 正君）

その手当というのは、金額とか決まっているんですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

サービスを一般的に利用されない方につきましては、月3万円、利用されている方につきましては、月2万円ということで支給が行われております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第48号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、議案第48号、令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入におきましては、県補助金の増額及び繰入金の減額など、歳出におきましては、総務費、需用費などの増額によりまして、歳入歳出それぞれ611万4,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（吉原照悟君）

令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ611万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,683万6,000円にしようとするものです。

7ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 農業集落排水事業県交付金の1,178万1,000円の増額につきましては、繰越明許費に対する交付金でございます。

款4 繰入金、項1 繰入金、目1 繰入金の640万円の減額は、歳出額の事業費の減

額に伴うものでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金の73万3,000円の増額は、昨年度の歳入歳出の差し引きによるものでございます。

次に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款1事業費、項1総務費、目1総務管理費につきましては、大棚集落の一部供用開始に伴う助成金でございます。

款2事業費、項1事業費、目2農業集落排水事業中部地区につきましては、一般財源から県支出金に財源組み替えを行おうとするものでございます。

款3予備費において6万4,000円を増額して、歳入歳出の調整を行いました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第49号 令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、議案第49号、令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）は、歳出におきましては、繰越金の増額や繰入金の減額など、歳出におきましては、備品購入費の増額や基金積立金の増額など、歳入歳出それぞれ840万9,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ840万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,356万6,000円にしようとするものです。

7ページの歳入から御説明いたします。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金の1,170万8,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものです。

同じく、7ページの款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金の919万9,000円の減額は、繰越金の増額によるものです。

款5繰入金、項1繰入金、目2一般会計繰入金の590万円の増額は、新型コロナウイルス対策のため、国の地方創生臨時交付金事業を活用したためです。

次に、8ページの歳出について御説明をいたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の590万円の増額は、旧在宅介護支援センターを隔離病床として利用できるよう整備するものです。

款2サービス事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費の33万2,000円の増額は、調理場用の冷凍庫の追加によるものです。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金を217万7,000円増額をいたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第50号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第12、議案第50号、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入におきましては繰越金の確定に伴う増額、歳出におきましては保険料還付金の増額など、それぞれ5万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,962万5,000円にしようとするものです。

5ページの歳入を御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金31万7,000円の減額につきましては、款4繰越金の前年度繰越金36万7,000円の増額に伴い、調整を図ったものでございます。

次に、6ページの歳出を御説明申し上げます。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2保険料還付金は、異動等に伴う還付金の増額に伴い、5万円増額計上いたしました。

以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

- 日程第13 認定第1号 令和元年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 令和元年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 令和元年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 令和元年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 令和元年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 令和元年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 令和元年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第8号 令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第13、認定第1号、令和元年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第2号、令和元年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第3号、令和元年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第4号、令和元年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第5号、令和元年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第6号、令和元年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第7号、令和元年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第8号、令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上8件を一括議題といたします。

これから提案者に提案の理由及び内容の説明を求めますが、各特別会計の内容の説明については、議案日程の順序を問わず、各関係課長において、関係する議案を一括して説明を行い、内容については簡潔にお願いをいたします。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第1号から第8号までの8件の議案について、一括して提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算につきましては、議会の認定を求めたく、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて提案をいたします。

内容につきましては、関係各課長また園長等に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和元年度大和村一般会計歳入歳出の決算の概要について、御説明申し上げます。

令和元年度一般会計の決算は、歳入総額が32億6,829万7,000円、歳出総額は31億6,110万2,000円であります。

収支の現状でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支が1億719万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源4,973万3,000円を差し引いた実質収支が5,746万2,000円の黒字、単年度収支は前年度比479万2,000円のマイナスとなりました。また、基金への積立金が2億1,076万7,000円、収支を調整するために基金を2億3,700万円取り崩し、実質単年度収支は3,102万5,000円のマイナスとなっております。

令和元年度末の基金の総額につきましては、前年度と比較いたしまして2,411万5,000円減の12億7,535万円であります。

以上で、決算の概要を申し上げましたが、内容につきましては、お配りいたしました資料のとおりであります。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして、御質問により御説明させていただきたいと思っております。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○住民税務課長（吉原照悟君）

令和元年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算及び令和元年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明申し上げます。

令和元年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出の決算は、歳入総額7,360万6,882円、歳出総額7,245万2,103円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は115万4,779円の黒字決算となりました。

次に、令和元年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額1億9,064万3,853円、歳出総額1億8,981万586円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は83万3,267円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会において、御質問により説明さ

せていただきたいと思います。

御審議方、よろしくお願いいいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和元年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和元年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算、令和元年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算、令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明申し上げます。

令和元年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 2 億 1,775 万 6,698 円、歳出総額 2 億 1,210 万 6,496 円で、実質収支 565 万 202 円の黒字決算となりました。

次に、令和元年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 9,215 万 3,809 円、歳出総額 8,254 万 5,260 円で、実質収支 960 万 8,549 円の黒字決算となりました。

次に、令和元年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 2 億 7,210 万 1,687 円、歳出総額 2 億 5,508 万 6,385 円で、実質収支 1,701 万 5,302 円の黒字決算となりました。

次に、令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 2,625 万 9,201 円、歳出総額 2,584 万 1,404 円で、実質収支 41 万 7,797 円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして、御質問により説明をさせていただきますと思います。

御審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和元年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明申し上げます。

令和元年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 1 億 8,481 万 6,783 円、歳出総額 1 億 7,260 万 8,161 円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は 1,220 万 8,622 円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきますと思います。

御審議方、よろしくお願ひをいたします。

○議長（奥田忠廣君）

ただいま令和元年度各会計決算の概要説明がありましたが、この後設置されます決算審査特別委員会において、詳細な審議を行う予定にしております。

したがって、本日は総務建設委員長の大綱質疑のみにしたいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、令和元年度の各会計決算に対する質疑については、総務建設委員長の大綱質疑のみを行うことに決定いたしました。

それでは、2番、前田清和君、総務建設委員長の大綱質疑を許可いたします。

○総務建設委員長（前田清和君）

それでは、大綱質疑を行います。

令和2年第3回大和村議会定例会にあたり、令和元年度決算審査の大綱質疑を、総務建設委員長であります私の方から代表して質疑を行います。

本村の令和元年度予算は、限られた財源の中で村民の福祉向上を図ることを理念とし、4つの基本目標を掲げ、6つの基本方針に基づき予算執行がなされました。

その結果、決算額は歳入においては32億6,829万7,000円、歳出においては31億6,110万2,000円であります。

また、実質収支は5,746万2,000円の黒字となり、単年度収支は479万2,000円の赤字となっております。

基金は、前年度比2,411万5,000円減額となりましたが、単独事業の増加等で毎年変動があると思いますが、今後は積み戻しが出来るようお願いいたします。

これからも厳しい財政状況は続くと思われませんが、国・県の財政動向を注視しながら、効率的な財政運営に努めていただきたいと思います。

コロナ禍において、本村の財政運営上、必要不可欠なのは村税等の自主財源の確保であります。令和元年度の自主財源率は24%となっており、残りの76%については依然として地方交付税交付金等の依存財源に頼っている状況であります。限られた自主財源の確保については、これまでも重点課題として取り組んでおられます中、各種税及び使用料についてお伺いいたします。

令和元年度の一般会計及び特別会計の滞納額は、合わせて1,700万円余りです。内訳として住宅使用料1,126万円、簡易水道使用料119万円、国民健康保険料301万円その他ありますが、主立ったものであります。滞納者について、高額滞納者が何

人ぐらいいるのか、また金額及び指導等はどのように行われているのか、最終的には法的措置も考えているのか答弁を求めます。

今年度から徴収係を配置しておりますが、大きな成果が上がることを期待しているところですが、村長として、どのような期待されていますか、答弁を求めます。

8月10日付の地元紙に国保税の平成30年度の収納率が掲載されておりました。県内43市町村中94.97%で20位でした。令和元年度が95.89%、順位からすると12位前後ではないかと思われまます。紙面によると、1位は十島村の100%、2位が与論町で98.12%です。職員の皆さんの努力に対して頭の下がる思いですが、10位以内を目指していただきたいと思ひます。

次に、ふるさと応援基金に1,085万9,000円積み立てを行い、370万円支出されておひますが、内訳をお聞かせください。また、返礼品の一番人気は何か教えてください。

次に、廃止路線バス代替運行委託についてであります。監査委員の決算審査意見書のまとめの中で、村民の移動手段として必要であると述べられておひます。令和元年度決算で5,100万円、令和2年度5,300万円と、高額な委託料になっておひます。国・県の補助等のお見込みはあるのか答弁を求めます。

主要施策の実績及び成果から質疑を行いたいと思ひます。

まず、農業振興について、体験実証農園管理委託費として、事業費240万円余り使われておひますが、具体的にどのような作物を生産され、作物管理体制をされておひるのか、また実証農園として令和元年度は何人の方が体験農業をされたのか、今後どのような形でこの事業を進めていかれるのか、答弁を求めます。

次に、水産振興について、思勝港に水産加工施設が完成し、加工グループも設立され、商品の開発・販売と、少しずつではありますが、機能しつつあります。年間の維持管理費も大きな額ではありませんが、施設を運営する以上、利益を出すことは大切なこととあります。村民誰もが利用できると聞きますが、加工グループ以外で個人的に何人の方が利用されたのか、また今後どのような形で利用促進を図っていかれるのか、今後どのような展望をおもちなのか、答弁を求めます。

次に、住環境の整備についてであります。年次的に公営住宅の改修が行われておひますが、令和元年度におきまして、村内4棟8戸の改修がございましたが、具体的にどのような改修をされたのか、答弁を求めます。

また、定住促進住宅についても、大和浜集落に1棟完成しましたが、今後、定住促進住宅の建設のあり方について、どのような展開をおもちなのか、どういった構

想をおもちなのか、答弁を求めます。

最後に、自然保護対策についてであります。世界自然遺産登録に向けて、当局におかれましても準備をされている中、今年に入ってからのコロナウイルス感染症拡大によって、世界自然遺産登録が足踏みしているよう感じがしています。大島本島南部議員大会において、外来種駆除作業を行う提案があり、可決されました。本村においても5月の末、戸円集落にて駆除作業を行っておりますが、現在のコロナウイルス感染症を見ても、少数での活動はできるものと思われまます。本村においても、村民一人一人、各種団体、学校、集落への協力を積極的に行うべきと思っておりますが、答弁を求めます。

以上、壇上からの質疑を終わります。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの大綱質疑にお答えを申し上げます。

1点目の高額滞納者の取り扱いについてであります。まず住宅使用料につきましては、50万円以上の滞納者が村内外合わせまして9名おまして、その滞納額合計が789万3,000円となっております。簡易水道使用料金における15万円以上の滞納者が3名ございまして、その滞納合計額が92万6,000円となっております。また、国民健康保険料における20万円以上の滞納者が6名おまして、その滞納合計額が400万7,000円となっております。

各高額滞納者における指導等につきましては、職員による臨戸徴収や土日、祭日における直接面談を実施しながら、生活状況の聞き取り等も行い、滞納の改善に向けて指導を行っているところでございます。今年度に入りまして、住宅使用料における高額滞納者へは法的措置を取らざるをえない旨を伝えまして、まずは1戸の滞納者であります。村営住宅からの退去を約束いたしまして、退去後の分納につきましては計画的に実施できるよう、面談指導を行っていきたく思っております。

その他の滞納者につきましても、改善の意思が見られないなどの悪質性が高い滞納者につきましては、法的措置の手続きを進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の徴収員の配置につきましては、住宅使用料の滞納額に大きな改善が見られないことから、今年度配置をいたしました。現在、通常の滞納整理はもちろんでございますが、滞納者における検証を行い、今後、大口滞納になる恐れのある世帯を、今のうちから徹底指導を実施し、滞納額を増やさない対策について進めているところであります。また、滞納者死亡における取り扱いについても、他の自治体を参考にしながら、現在調査を進めているところでもございまして、関係各課

との連携を図り、対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、3点目のふるさと応援基金につきましては、令和元年度はネット塾運営費、障害者行き場づくり事業、まほろば館運営費、定住促進住宅建設費のほか、観光関連経費といたしまして、5つの事業における財源の一部として活用させていただいております。また、返礼品として一番多く希望されている商品は焼酎でございます。

次に、4点目の廃止路線バス代替運行に対する補助につきましては、昨年8月に鹿児島県地方公共交通特別対策補助金として認めていただきまして、鹿児島県の補助が適用されるようになりました。その地方公共交通特別対策補助金の申請方法といたしましては、その年の10月から9月までを期間といたしまして、翌年度に申請するものでございます。令和2年度につきましては、令和元年度の実績から9月の1月分のみが対象となっております。また、併せて高校生通学バス補助金につきましても、現行制度の見直しを行い、補助制度の活用を図っていきたくて考えているところでございます。

次に、5点目の実証農園関係についてでございますが、体験実証農園の管理委託費につきましては、合同会社ひらとみで雇用している実証農園管理人の賃金でございます。実証農園の管理につきましては、整備計画の見直しを行い、栽培歴に沿った形で管理を行うようにするほか、今後は必要に応じて地域農業者や指導農業士によります指導等を受けながら、適正な管理を行うよう進めていきたいと思っております。

実証農園におきましての栽培作物でございますが、毛陣地区におきましては果樹類が、スモモ、津之輝、パッションフルーツ、バナナ等ございまして、野菜類がジャガイモを栽培しているところでございます。

福元地区におきましては、果樹類がタンカンとコーヒー、野菜類がサツマイモ、サトイモのほか、シイタケの栽培も行っているところでございます。

令和元年度の体験農業の参加人数でございますが、すももフェスタにおきまして、夏野菜の苗木植え付け体験や、農業機械乗車体験などに約100名の児童等が参加をいたしております。また、今年度は村内保育所生を対象にジャガイモ収穫体験を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染対策によりまして、やむなく中止といたしたところでございます。しかしながら、新型コロナウイルスにおける状況次第におきましては、シイタケ栽培圃場におきまして、村内の児童生徒を対象に体験学習を予定したいと考えております。

今後の運営方針につきましては、販売可能な農作物の生産も取り組みながら、利

益を生むことのできる経営農地の充実にも努めていかなければならないと考えております。

次に、6点目の水産物加工施設につきましては、令和元年度における、いしょむん館の利用状況は、団体利用が15回ございまして、個人利用につきましては2回となっております。利用回数が少ないのは、施設の利用開始が11月からであったことと、利用に関する村民への周知が不足していたことによるものではないかというふうに感じているところでございます。

今後は、いしょむん館の利活用を促進するために、加工グループや個人利用だけではなく、ブルーツーリズムを推奨しながら、体験型観光とも連携を図ることと併せまして、まほろば大和漁業集落によるイベント開催の拠点施設としての活用なども計画をしていきたいと思っております。

また、いしょむん館の利用促進につきましては、加工品の原料の確保が必須となりますので、地元漁業関係者の協力を得ながら、推進していきたいと考えております。

次に、7点目の住環境の整備における公営住宅の改修につきましては、平成26年3月に策定をいたしました、大和村公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、これまで17棟36戸を改修してまいりました。その全体計画の中では、令和5年度まで年次的に28棟82戸の改修を行う見込みでございます。

令和元年度におきましては、国直地区におきまして2棟、湯湾釜地区に1棟、大棚地区で1棟の、計4棟8戸を改修しておりまして、その内容といたしましては、外壁の改修や屋上の防水改修等が主な工事でございます。

今後も、予防的保全の観点から、維持管理及び耐久性の向上を図り、公営住宅の長寿命化と適切な入居水準の維持・向上を目的として、長寿命化改修事業を積極的に推進していきたいと思っております。

最後に、8点目の自然保護対策における外来駆除の積極的な活動の推進についてでございますが、奄美本来の自然環境へ戻すべく、重要な環境保護活動と考えております。しかしながら、現在、本村に生育している外来種は多種にわたり、その生育地も里地から山間部まで広範囲に分布しているところであります。

まずは、前回駆除に御協力いただいた、オオキンケイギクのような緊急性の高い外来種から優先順位をつけまして、効果的に駆除活動を進めてまいりたいと考えております。

また、今後の外来種駆除につきましては、村民へ広く啓発し、新型コロナウイルス

ス感染対策を十分に取りながら、各種団体へ協力を働きかけながら、共同で随時駆除活動を実施していきたいと思います。

以上、大綱質疑の答弁とさせていただきます。

○総務建設委員長（前田清和君）

ただいま村長より答弁がありましたが、詳しくは9月23日から始まります決算審査特別委員会において、各委員より質すことといたしまして、これで大綱質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（奥田忠廣君）

これで、大綱質疑を終わります。

-----○-----

日程第21 令和元年度決算審査特別委員会の設置について

○議長（奥田忠廣君）

日程第21、令和元年度決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りいたします。

認定第1号、令和元年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号、令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の8件は、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長につきましては、全員協議会において互選いたしましたので、結果を報告いたします。

委員長に前田清和君、副委員長に市田実孝君が決定いたしました。

-----○-----

日程第22 同意第8号 大和村教育委員会委員の任命について

○議長（奥田忠廣君）

日程第22、同意第8号、大和村教育委員会委員の任命についてを議題といたしま

す。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村教育委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

大和村教育委員会委員の屋井智昭氏が、令和2年9月30日付をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き同氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めたく、御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村教育委員会委員の任命について、内容を御説明申し上げます。

同意を求めております委員は、住所、鹿児島県大島郡大和村大字思勝366の1、氏名、屋井智昭。生年月日、昭和50年9月21日であります。

履歴の主な内容につきましては、お配りいたしました資料のとおりであります。御同意方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、同意第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、同意第8号、大和村教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第23 諮問第1号 大和村人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（奥田忠廣君）

日程第23、諮問第1号、大和村人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求める件を議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

大和村人権擁護委員の任期満了に伴いまして、森千賀子氏を推選したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、御提案申し上げます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（吉原照悟君）

大和村人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

現在、人権擁護委員をお願いしております森千賀子氏が、令和2年9月30日をもって任期満了するのに伴い、森千賀子氏を再任しようとするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、学歴、職歴等につきましては、議案書に添付してあります履歴書のとおりでございます。

御意見方、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

諮問第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか、

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、大和村人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めることについて採決いたします。

本件は、適任と認めることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、大和村人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めることについては、適任と認め、答申することに決定いたしました。

-----○-----

日程第24 発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（奥田忠廣君）

日程第24、発議第7号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。提案者に趣旨の説明を求めます。

○総務建設委員長（前田清和君）

それでは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出について、提案の理由を申し上げます、

新型コロナウイルス感染症の拡大による社会的・経済的影響は、本県町村においても甚大なものがあり、住民の日常生活の苦難と不安が続いている中で、今後の町村財政は地方税、地方交付税の大幅な減少等により、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況において、町村の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であることから、意見書の可決は必要であると考えます。

議員各位の御理解を賜ります。

以上、提案理由といたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後3時13分

第 3 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 2 年 9 月 1 8 日 (金)

大 和 村 議 会

令和2年第3回大和村議会定例会会議録

令和2年9月18日（金）

午前10時05分 開議

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 市田実孝君

2番 前田清和君

3番 重信安男君

5番 藏正君

6番 勝山浩平君

7番 民文忠君

8番 宮田到君

9番 奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 次 長 児玉明美君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君

副 村 長 泉 有 智 君

総 務 課 長 政 村 勇 二 君

建 設 課 長 前 田 逸 人 君

教委指導主事 前 田 剛 君

保健福祉課長
兼大和診事務長

大和の園園長 勝 健一郎 君

教 育 長 晨 原 弘 久 君

教委事務局長 福 山 茂 君

企画観光課長 森 永 学 君

産業振興課長
兼農委事務局長 郁 島 武 正 君

会 計 管 理 者
兼 会 計 課 長 大 石 松 美 君

住民税務課長 吉 原 照 悟 君

開議 午前10時05分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。

ちょっと時間が5分ほど早いんですけども、全員お揃いですので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。

通告順に従って、順次、発言を許可いたします。

3番、重信安男君に発言を許可します。

○3番（重信安男君）

皆さん、おはようございます。

質問を行う前に、村民におかれましては、コロナウイルス対策の中、そしていつ災害が起きるのか分からない台風襲来の中、大変御苦労されていると思いますが、村民・行政と一体となり、これからの被害対策に乗り越えてまいりたいと思っております。一日も早くコロナが終息することを願っております。

それでは、通告に従い質問を行います。

大和村内におけるさまざまな環境整備について伺います。

1点目に、村、行政が管理している村内の公園は、現在どのような整備がなされているのか。まず、村内には村有地に村有地にある公園や施設等があり、また各集落内にも公園等がありますが、村内にはいくつの公園があり、年間にどのような整備がされているのか、現在の状況を含め、これからの進展、整備等を考えているのか当局に伺います。

2点目に、村立の港湾埋立地が共用開始から20数年が経ちますが、一部のブロックが手つかず状態のまま残っております。大和浜を例に挙げますと、村営住宅とか宿泊施設を除く土地は草の生えた状態で、外観的・環境的にとても見苦しい状況であります。そうした中、各集落でも行っているとは思いますが、年に2回ほど草刈りの奉仕作業等で景観を保つようにしております。村当局は、いつまで村民・集落民に甘えているのか、草が生えてこない環境はできないものか。また海の近くで

すので台風対策につなげる防風林を植樹し、高波対策として消波ブロックを設置できないか、少しでも空いている土地に花を植えたり、草が生えてこない芝生を張ったり、あらゆる対策がありますが、村長をはじめ、当局はどのような考えを持っているのか、答弁を求めます。

3点目に、村内、各集落にあります港湾・漁港内及び周辺の環境に伴う整備補修はできないか。ほとんどの漁港周辺には公園に似た施設があり、東屋やベンチ等が設置されています。以前から村民からの要望が出ている東屋の補修・ベンチ等の設置について行政として、あまり関心がないのか管理が行き届いていないように思いますが、村民の安全第一と捉え、早急に補修整備と各集落の福祉向上といたし新規にベンチ等の設置を行い、環境整備を整えていただきたい。また、東屋周辺に草が生い茂り、集落民も苦慮しております。先ほども申し上げましたが、芝生を植えるなど対策をとっていただきたい。

最後になりますが、港湾内について、長年の川からの堆積物やごみなどが溜まっており、水深が浅くなっており、干潮時には船の出入り等に伴う困難が生じており、村民が困っております。ぜひ、国や県に強く要望していただき、早期に川の泥及び港湾内の堆積物を取り除いていただきたい。そして、現在の消波ブロックを少し沖に設置してもらい、川沿いの護岸を延ばして、港湾内に入りにくい構造の見直しを検討していただきたい。

以上、壇上より申し上げ、自席にて再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの重信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

大和村内にけるさまざまな環境整備についての御質問で、1点目の村が管理している村内の公園は、現在どのような整備がなされているかとの御質問でございますが、まず村内の公園整備の状況につきましては、平成の初期から各種事業を導入いたしまして、嶺山公園、奄美フォレストポリス、磯平パーク、まほろば水と森公園を整備してきたほかに、平成22年からは県の魅力ある観光地づくり事業を活用いたしまして、大金久ふれあいパーク、国直サンセットパーク、宮古崎遊歩道、嶺山公園展望所、大金久トゥルス公園、うみがめ公園、村内護岸修景整備などを実施しております。また、平成30年度からは奄振事業を活用いたしまして、奄美フォレストポリスやまほろば水と森公園の再整備を行ってきているところでございます。

今後の整備予定といたしましては、奄振事業を活用いたしまして、奄美フォレス

トポリス再整備事業の継続やまほろば水と森公園の再整備を行うほか、国直うみがめ公園の遊具整備、魅力ある観光地づくり事業を活用した徳浜の断崖展望所整備、戸円サンセットパーク整備、今里立神展望台整備や地域振興事業による湯湾岳ボードウォーク再整備、また環境省の直轄事業におきまして、湯湾岳展望台の整備等を予定しているところでございます。これらの公園の管理につきましては、作業班を活用するなど、年5回程度の除草作業を行うほか、指定管理者やNPO法人、集落の各種団体等におきまして委託を行い、管理をさせていただいております。担当課におきましては、定期的に公園を巡視するなど、施設の老朽化や危険な遊具等があれば、修繕や撤去、また必要に応じ新たに設置などを行っているところでもございます。今後も適正な管理を行い、地域住民や観光客に愛される公園整備に努めていきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の村有地の港湾埋立地における進展についての御質問でございますが、大和浜及び大棚地区とも、平成8年に当時の鹿児島県町村土地開発公社、大和支社審議会におきまして、事業計画に基づき審議をされており、公営住宅や定住住宅用地のほか、集落公民館や集落排水施設処理場など、公共用地の確保を目的として計画を策定され、実施を進めてきたところでもございます。この公共用地の現状といたしましては、大和浜におきましては、面積が8,944㎡に対して、利用されている面積が5,670㎡ということで、利用率が63.4%となっております。大棚におきましては、面積が6,183㎡に対しまして、利用面積が4,094㎡ということで、利用率が66.2%ということになっております。

御質問にありましたように、また利用されていない用地もございます中で、議員の御質問にありましたように、雑草が生い茂ったり、いろいろと集落の御協力をいただく中で、今、管理がなされているのは我々も承知済みでございます。そういう中では、やっぱり集落の目的に沿った利用も考えていることから、集落の御協力をいただきながら、公共用地の管理もお願いをしているところでもございます。また、予算の伴うものにつきましては、村としても協力をする中で適切な公共用地の管理に今後も努めていきたいというふうに考えております。

また、この大和浜、大棚、両地区の公共用地につきましては、地元からも要望等を取りながら、今後の利活用について要望を伺った中では、住宅用地並びに公園用地や駐車場、防風対策などの、いろいろと要望が出されているところでもございます。村といたしましても、集落の要望に沿った形で、住民のまた理解を求めながら、村の振興発展につながるような用地の利用を図っていきたいというふうに考えてい

るところでもございます。

また、その施設内にあります東屋等についての、確かに対応等があまりなされていない部分もございました。我々もやはり単独での整備をこれまで進めてきましたので、何とかほかの事業で整備ができないかということも検討している中でございますが、危険性があるものについては、早急に我々も現地調査をするようにして、対応をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

次に、3点目の港湾施設における周辺の整備等ができないかとの御質問でございますが、まず港湾につきましても、この用地につきましても、やはり今現在、採石置場並びに公共事業におけるブロックの製作ヤードとして活用をしているところでもございます。それは、まずはこの目的が更地であるということが前提でございます。そして、その中で更地を今、公共事業のヤードとして使用しているということもございます。しかし、この思勝地区におきましても、やはり海砂の移入や、また採石の移出ということの目的がございますので、その点に沿った利用目的が好ましいのかなということ、現在の利用目的に沿った利用をしているところでもございます。その用地が空いているから、これをほかの目的で使う場合には、国に対する用途変更などの手続を進めていかなければならないところもございますので、我々としては今のところ、村内における県の事業や村の事業等における公共用地の不足によりまして、我々もいたしましてはこの港湾漁港の用地をある程度、事業が進む中では用地を確保していかなければならないということで、現状のままで対応していきたいというふうに考えているところでもございます。

先ほど議員の質問にありました、ちょっと船の出入り等についての御質問がございましたが、まさに今現在、港湾漁港の整備が完了する中で、今、維持管理に努めているところでもございます。我々も事業で整備したもの、そして村が単独事業で整備したこの区域につきましても、なかなか補助事業が導入できない箇所もございます。そういう中におきましても、どれほどの経費がかかるかということも試算をしていかなければならない、またその利用に沿った漁民の方の要望等もお聞きしながら、我々もまた支障がないようなことはしていきたいというふうに思っております。昨日も現地を見た中では、いろいろとこれまで海岸の状況も変化している状況も確認しておりますので、その点については我々もしっかり主管課を通じて対応させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

質問において、ちょっと答弁が足りない部分があったかも分かりませんが、以上、

壇上からお答え申し上げまして、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○3番（重信安男君）

村長、ありがとうございました。

なんかいい答弁を聞いたみたいにしてますが、村の管理している、先ほどききましたけれども、公園等が課で3つに分かれているみたいなんですけれども、私もちゃんと把握はしてないんですけれども、私が港湾関係の近くにある公園等が、今日はちょっと強くというか、要望というかですね、お願いしようと思ひまして、今日一般質問に入れた次第であります。

今、観光名所としてされている公園等は、今、大和村の公園は素晴らしいと私は思っておりますけれども、名音の断崖のところを見てきたんですけど、一番上まで登って景色を見て、あそこは絶対観光名所になると思います。その国直の上のサンセットパークですかね、あそここのほうも駐車場の整備もされ、また観光客も今戻ってきてきている状態でありますけれども、周りの草を刈れば、もっときれいだとは思いますが、大和村のその観光名所の公園というのは、私は良いと思います。ですが、それ以外のまだあまり人が来られてないような、見られていないような公園等がやっぱりあると思います、小さな。そういう公園等は今からどういったことをやっていくというか、何か思いはありますか。今はもう国直とか、国直うみがめ公園は県が補助をさせていただいて、きれいな公園ができています。サンセットとか徳浜とか、嶺山公園とか、あそこは自分もたまに行くんですけど、とても景色が良くていいんですが、そのほかのこれはもう一昨年ですかね、一回現地調査で見に行った磯平パークですか、あそこなどもあれから何か変わっていますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

重信議員の最初の質問で、公園の数、年間の維持費等がどれぐらいかというのがありましたので、管理している村が支出している部分の公園が9つですね。フォレストポリス、国直サンセットパーク、国直うみがめ公園、大金久トウルス公園、これらについては村長の答弁があったように、指定管理者若しくはNPO法人、集落に委託して行っております。そのほか、まほろば水と森公園、保護センター周辺にあります。大金ふれあいパーク、嶺山公園、磯平パーク、戸円ふれあいパークにつきましては、村のほうで草刈り等も実施を年5回予定してやっております、草刈りの年間の、令和元年度が255万円、あと修繕等に係る経費として年間300万円ほどかかっております。

御質問にありました、そのほか自営によって小規模な公園が各集落等にありますが、それらの公園については集落、事業を導入するにあたって集落の同意を得て、集落が管理するという導入した事業もありますし、集落内にある公園につきまして、村からの支出は現在のところ行っておりませんので、恐らく集落のほうで管理しているものだと思います。以上です。

○3番（重信安男君）

私も後で言おうと思ったんですが、その集落内の小規模な公園等をちょっと今日はお願いしようと思って、また例を挙げて大和浜ばかりを言いますが、小さな公園があります。もう遊具もなく、何もなくて、草が生えるだけの公園ですよ。そんなのがずっとあれば、やっぱり周りの人とかも、やっぱり公園ですかという感じなんですよね。だから、そこを我々がもう草は年に2回ほど刈って、景観を保ったりしておりますけど、そんな大きな公園じゃないですよ。そこに村が助成というか、補助というか、出していただいて、花を植えるとか、全体的に芝生を植えて、草が生えてこない状態にする。芝生だけだったら管理も簡単なんです。芝生というのは置いとけば勝手に生えてきますし、もうそんなに伸びないですからね。だから、そういう形で各集落の小規模な公園の管理というか、そういう助成とかできないかということちょっと今日は伺いたいですけど。これは産業振興課なんですか、建設かですか。公園は、集落内の。

○村長（伊集院 幼君）

議員がおっしゃることは我々も分かります。これまで私たちは、先ほど答弁させていただいた中では、やはりこの大和村に人が訪れたときに、どう大和村の景色を見てもらうか、どこで休憩してもらうかという位置づけの中で、これまで県の100%の事業を活用して整備をしてきました。また、各集落にはこういう公園の整備できる用地が少ないという、御案内のとおり、住宅用地も少ない中で、我々もそういう議員がおっしゃる、公園が実際使われてない集落もございます。そこには、集落がどういう形で活用したいという、やっぱり意見に基づいて、我々もだったらどういう事業でできるのかということを検討させていただければというふうに思っています。

これまでも議員の皆さんから御質問の中で、学校の校庭に遊具が少ないということで、今、ブランコとかそういうのを整備を年次的にさせていただいております。我々もこれは、言ってみると、単独事業だからちょっと待ってくれということもあるろうかも分かりません。そういう中では、まず子どもたちが遊べる場所がどこの

かということを見極めながら、整備をしていくことも大事じゃないかというふうに思っておりますので、そこはそれぞれの集落からどういう形で利用したいからということ、また要望等を出させていただければ、我々もそれなりにまた検討させていただきたいというふうに思うところでございます。

○3番（重信安男君）

今、村の遊具のある公園というのは、体育館の後ろにあるあそこの公園ですよ。あそこぐらいですかね、遊具の施設がある公園というのは。この大和の埋立地のほうにも、公園とか、質問しようと思ったんですけど、そういう遊具とかできるような公園はできないとか、塩害が強いので木造でとか、なかなか錆びないようなものとか思ったんですけど、なかなかこの頃、学校もですけど、いろんな公園もそういう遊具施設のあるような公園というのはあまり見られないんですよ。子どもが危ないとか、親か何か分からないんですけど、そういう危険があるということで、そういう遊具がどんどんどんどん無くなって、寂しい思いがして、大和浜の小さな公園ももう何もなくて、もう草が生えるだけ。そんなのを見れば、どうかならんかなと。あの面積に芝を張るだけだったら、そんな金額はいかないと思うんですよ。芝生だけ張るとくだけでも、全然景観的には違うと思うんですよ。草が1メートルも生い茂るような草が生えるよりかはですよ。そういう対策を何とか助成していただいて、村長が言ったように、集落からの要望も区長のほうにお願いをして、出すように私からもまた言いたいと思いますので、そういう点では公園のほうはよろしくをお願いします。

先ほど言った国直のサンセットパークのベンチがあるところの屋根が、あれは雨が降ったら濡れる状態なんですよ。以前、前にも言ったと思えますけど、誰かが。私が一回あそこで写真とか撮るとしたら、観光客が来て、雨が降ったら濡れますよねということをおっしゃって、そうですね、これはちょっと景観的にそういうふうな造りで設計したんですよというお話を濁らせて逃げたんですけど、やっぱり雨が降ったときに濡れますよねということで、あそこか屋根とかできないですか。以前、どこかの植物園が蔓をはわせて屋根を景観的に見えるけど、蔓も生えてこないんですよ、何回やっても。ああいうのはどうなったですか、蔓は。

○総務課長（政村勇二君）

国直サンセットパークの件につきましては、以前、私が担当者でございましたので答弁させていただきたいと思っております。

国直サンセットパークにおける、その東屋的な屋根がないものに関しましては、

ペアボラといいまして、実際屋根のほうに角度がついていまして、それが影によって休憩する場所、先ほど議員のおっしゃいました植栽といたしますか、そういったものもこちらのほうで、実際あれは葛をはわせて緑が多く茂った中で、やはり休憩してもらおうという施設で、実際事業といたしますか、こちらで植栽業者をお願いいたしまして実施したところ、その台風に強い、風に強いもの、また塩に強いものとかいうところで植栽事業者とも話しまして、ハマヒルガオというものを実際、平成30年にやったところであるんですが、実際、おっしゃるとおり、途中まで行って、結局、最後までいかなかったという経緯がございます。

そのほか、やはり屋根がないということもございまして、一度テント、取り外しができるようなテントの幕も設置したところではございますが、現状といたしましては、やはり風が強いときには取り外したりしている現状でもございますので、またそういったところも踏まえまして、またその取り外し可能なものでも、また今後対応できればというふうに考えております。

○3番（重信安男君）

蔓はまだやるとかやらんとか継続するとか、そういうのはまだ決まってない状態ですか。

○総務課長（政村勇二君）

蔓に関しましては、実はペアボラ自体を施設といたしますか、構造物が嶺山公園の後ろの駐車場のほうにもペアボラがございまして、そちらも一緒に同じ植物をやったところではございますが、またその植物に関しましては、やはり専門の業者とも話し合いながら、実際できるものなのかというのを、今後、協議・検討させていただければというふうに考えております。

○3番（重信安男君）

蔓が生えればいいんですけど、生えなければ、屋根的にも雨宿りができるぐらいの何かもう考えたほうがいいんじゃないんですかね、雨に濡れないような。蔓が生えても雨には濡れますけど、景観的には目につくものは緑のほうがやっぱりいいですもんね、もうできない場合はですよ。屋根等を付けるとか、そういったほうが、ベンチと雨が降っても座ってベンチにおれる。雨が降るとおれませんからね。そういう形でちょっとそういう形でちょっと検討していただきたいとは思いますが。

次に2点目、港湾埋立地について、20数年余り、さっき村長がおっしゃいましたように、埋め立てて20数年余りになりますけど、私は毎日見ておりますが、20数年余り草が生えるところしか見ていません。これから先、早期に村の村営住宅ですか、

村営でなく定住住宅でも出来ればいいんですけども、そういう予定がまだまだ何十年後とないというのであれば、その敷地内もちょっと整備をしていただいて、東屋的なもの、ちょっと良いものを造って、福祉の向上としてお年寄りがくつろげる場所、この前はちょっと大きなことを言って、温泉とかラドンとか言ったんですけども、小さな足湯でもできるような、座って、お年寄りが。海岸を眺めながら休憩できるような小さな東屋でもいいですから、造って、全体的にも草がいっぱい生えないのも前提ですよ。やっぱり芝生を植えるしかないと思いますけど、芝を植えれば、緑の景観的に全然違うんですよ、きれいですよね。そういったことをできないか、検討していただけないか。

○総務課長（政村勇二君）

大和浜集落、大棚集落の埋立地の公共用地につきましては、やはり先ほど村長の答弁にもございましたが、残り約30%ほどのまだ利用できる区域が残っております。どうしても大和村といたしましては、大きな公共用地自体に限りがある現状もございまして、これからの社会情勢に応じた形での利活用のあり方、そしてまた地元集落からの要望等もうまく聞きながら、それがその振興発展につながるような公共用地としての確保に努めていきたいと思っております。

先ほど御質問がございました雑草に関する対策につきましては、大和村の普通財産を管理しております、こちら総務課のほうといたしまして、今後、集落の御迷惑にならないように、またその芝生の張り方が今後のまた社会情報に応じて建物を建てるときに、その除草整備が良いものなのかということも協議しながら、その代わり草刈りの整備に関しましては、普通財産の管理におきまして、総務課のほうで対応させていただきたいというふうに考えております。

○3番（重信安男君）

やはりその全体的に芝を張るということは難しいことなんですかね。その草刈りではなくて、もう今後草刈りできない状態にしてほしいんですよ。

○総務課長（政村勇二君）

芝を張るのは可能ではございますが、芝を張った後に今後またその土地に関しましての利活用が出てきたときの費用対効果を考えると、それがいつどの時点で何を建てるという計画は実際のところございませんが、そういったところも踏まえて、芝生の張り替えを早急にできて、その後の利活用のあり方についての協議も踏まえて検討していければというふうに考えております。

○3番（重信安男君）

あそこは夕方、埋立地とかお年寄りがどうしても集まる場所なんですよね。集まって座って、もうあそこの草はどうにかならないのとか、あそこに花が咲いてたらきれいよねとか。やはり、海の近くですので、防風林的なものではないんですかというのをやっぱり言われています。休憩するのも、やっぱり大和浜はお年寄りが集まれば、あの小さな東屋は小さいんですよ。結構古いですし、ちょっと大きめの、そうすれば子どもとかと一緒に、いろんな会話ができると思うんですけど、小さいものですから、そんなに、もう一つぐらい造れないのという要望も、私は聞いております。1回当局の方へも要望も、そういうこともお願いをしたんですけども、なかなかやっぱり順番があるのか分からないんですけど、造ってもらえません。やはり、ぜひ今度ああいう立派な土地があるわけですから、そこにそういったものを、そういう住宅とか公共施設ができなければ、芝を張って景観をよくして、花を植えて、東屋を一つ建てて、お年寄りなんかを楽しめるような場所を、そんなに予算もかからないと思いますので、それをちょっと造っていただきたい。

次に3点目、先ほどの港湾ですね。漁港内周辺の整備について、大和村はどこに行っても海が見えて、山があって、自然がきれいというのが売りなんですけれども、先ほどの埋立地ばかり言いますけど、その海が見えて、とてもきれい。だけど、先ほど言った、草があって景観を壊しているというのも、よく観光客とか来たときに言われます。そうですよねと、私も答えることができないんですよ。こんなに絶景で、海があって、海が目前にあって、周りが山があってきれいなのに、どうしてあそこは何があるんですか、何ですかということをよく言われるんですよ。どうしても答えるのに大分苦労しますけど、年間に2回ぐらい草を刈ってしていますよということは言うておるんですけど、そういう港湾の周りの、それは大和浜だけじゃなくて、思勝も津名久も今里も名音もすべてですよ。周りの環境を良くするために、港湾をもうちょっと公園等をきれいにしていただきたいというのをちょっとお願いしたい。

だから、その周辺の公園に関しては、当局の皆さんはどう思われますか、今の現状を見て。何とも思いませんか。

○建設課長（前田逸人君）

港湾、漁港、周りといいますか、公園とはちょっと違うと思うんですが、野積み場、港湾敷地になりますと、定期的に草刈りの管理は、今現在しているところでございます。そういった形で、周りの物置きや資材置き場等にも支障がないような形で、公園、野積み場等はちゃんとこれからも管理していきたいと考えております。

○3番（重信安男君）

その野積み場だけではなく、大和村内全体を考えて、やっぱりやらないと、今里もあんな立派な漁港があつて、あんなきれいな土地があつて、草が生えて、あそこにきれいな芝生を張ったら、もっとうまくいくと思いますよ、釣り人も多いです。向こうではお年寄りがグラウンドゴルフですか、そんなのもできるような施設を造るとか、そういうふうやって村民のためにやっていかないと、これから。あんないい土地があるのもったいないと、私は思います。それを含めて、今後検討していただきたいと思っております。

そして、港湾の中、先ほど村長が言ったように、堆積物が溜まって、今、川のほうはきれいにさらって、上のほうからやってきております。この何十年という泥が、川から、川と同じものが湾内に溜まっているんですよ。だから、今まで私が船をしたときに、H鋼が入っておりますけど、船のアンカーをとめる、そのH鋼がもう半分ぐらい埋まって見えない状態。半分、やがて見えるけど、H鋼にワイヤーをかけるだけでも、穴を掘って苦労しているんですよ、泥をどかして。それぐらい堆積して、もう5月とかの干潮時には私のひざ下ぐらいですよ。船なんか出入りができない状態。ですから、航路の分だけでも除去してもらおうとか、そういうことをしていただけないかなと。これは県、国かな、予算をもらわないとだめ、村単独では難しいと思いますけど、何とかそれを検討していただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○建設課長（前田逸人君）

確かに議員がおっしゃるように、埋め立てをしまして、港湾内の水の流れ、海水の流れ等が変わりまして、ところによっては砂が溜まっている状況でございます。海岸ができたり、なかったところに海岸ができたりということとなっておりますけれども、航路についても、今現在、海の流れ、港湾区域内の海の水域の流れによって溜まっている場所、溜まってないところがございますので、村長の答弁がありましたとおり、どれだけ溜まっているかというのも調査が必要ですし、また調査に対する必要も必要ですし、今後その航路だけでも浚渫ができるかどうか、今後検討する必要があるとは思っております。ですから、今後そういった調査を進めていくなから、航路の浚渫も考えていきたいと思っております。以上です。

○3番（重信安男君）

奄美豪雨がある前までは、結構まだきれいで、サンゴ礁があつたり、ちょっとした藻があつたり、結構きれいだったんですよ。ですけど、豪雨からだんだん

だんあんな悪くなってきたのはですね。だから、早め早めにそれを取らないと、歩ける状態ぐらいになるんじゃないですか。昨日の現地調査でちょっと当局と村長も見てもらったんですけど、向こうの砂が大分上にあがってて、船揚げ場のスロープのところには、3分の1ほどぐらいは砂があって、その船が下ろせない状態です。下ろしたり、上げたりできない状態ということで、もうずっと上げてるからいいんですけど、その人が下ろす人だったら、台風時期とか上げれない状態ですので、そんな砂もできれば除去を早急に対処していただきたいと。

高潮関係で、今はもう満ち潮ですごいですので、今ある防波堤、何ブロックというんですか、あれ。消波ブロックというんですか、波を消すためのですね。あれも満潮時には、もう頭ぐらいしか見えないんですよ。だから、あそこに今、名音のほうにそういう消波ブロックが撤去していいようなものがあるみたいですので、そういうのを活用して、あの消波ブロックを少々高くするとか、あと1段ずつぐらい。もしかしたら、私はもうちょっと沖のほうに消波をやれば、あんなに堆積もしなかったんじゃないかなと思うんですよ。川、大和川のほうのそのブロックのほうも、ちょっと連携をして、石垣をして、もう入ってこないような、直接海に流れるような形にできないかなと。そこもちょっと検討していただきたいんですけど、いかがですか。

○建設課長（前田逸人君）

港湾区域内の浚渫につきましては、漁民からの要望、やっぱり漁民の方が一番知っておられるわけですから、漁民の方の要望を聞きながら、浚渫事業、これは県の事業になるか、国の事業で補助ができるかというのも今後検討していきながら、検討したいと思います。

次に、消波ブロックにつきましては、そういった堆積を少しでも抑えるような形で、今、現にある消波ブロックを移動させて、溜まる場所に何とか溜まらない処置ができるかというのも、現地を見ながら、漁民の方のそういった意見も聞きながら、今後も検討していきたいと思います。以上です。

○3番（重信安男君）

これで質問を終わりたいと思いますけど、先ほど言った公園関係とか、そういう港湾周辺の環境を良くしないと、人が来ても感動しないんですよ。身の回りはきれいでも、施設の周りが汚ければ、やっぱり来る人も来る人もみんなもつたいないといしか言えない、その一言なんですよ。そう言われぬように、これからもうちょっと行政としても、小さなことですけど、考えながら進めていってほしいと思

ます。

そういうことは、村民はいくらお金がかかっても、村民はそういうことに反対する人はいませんよ。きれいいくすることについてですね。ですので、自信をもって進めてきてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、これで終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、3番、重信安男君の一般質問を終わります。

次に、1番、市田実孝君に発言を許可いたします。

○1番（市田実孝君）

ただいま議長の許可をいただきましたので、質問に入る前に、村民の皆様へ一言御挨拶を申し上げます。

コロナウイルスにより、現在、経済回復もままならず、幸先も不透明な状況にあります。このような世相の中、日々不安もありますが、来年初め、抗ウイルス薬のワクチンも国で準備が整っていくように聞かれています。やがて、コロナウイルスも落ち着いてくるものと思われしますので、村民の皆様におかれましては、体調など十分気を使われて、お健やかに過ごさるようお願い申し上げます。

それでは、通告しております質問をさせていただきます。

1点目、思勝公民館の避難施設としての環境整備についてであります。現在、思勝公民館は、皆様が御存知のとおり、隣接する裏山が公民館の背後の壁より2メートルと迫っており、台風や大雨時、地震発生時に、集落民が公民館に避難するときなど、山の崩壊、土砂崩れなどが発生しないかと、日頃より公民館に集合する度に危険を感じております。このようなことから、急傾斜地崩壊対策等の事業を導入していただけないかお聞きいたします。

集落の台風ほか、あらゆる防災時における避難場所として、安全に機能すべき公民館が危険な環境にあると思われる状況で、地域の防災を考えると、早急にその不安な状況を改善し、公民館を安全な避難場所としていただけるよう、検討していただけないか、村長の答弁を求めます。

2点目、集落には、津波等の避難場所、高台がなく、高千穂神社境内、若しくは大和中学校3階へ避難訓練を行っておりますが、防災時において、常に避難場所は集落公民館と周知している中で、神社等へは方角的にも、お年寄りも多く、避難指定場所としての一貫性がなく、集落裏手の工事に伴い、同時に避難場所も確保していただけないかお聞きいたします。

2 件目、若い子育て世帯が安心して楽しめるやさしい施設や、公園の環境整備についてお伺いいたします。大和村まち・ひと・しごと創生で、今回、第 2 期大和村総合戦略の 4 つの基本目標の中で、2、大和村の魅力を発揮し新しい人の流れをつくる、3、若い世代が安心して結婚・出産・子育てを楽しめる環境をつくるとありますが、現在、大和村体育館横に整備された児童公園が完成し、多くの家族連れが利用するようになり、大変喜ばれておりますが、利用者の方々から、今一つ幼い 1 歳から 5 歳児からの遊具が設置されておらず、村内で立派な公園が出来たのに不十分との意見が聞かれますが、子育ての遊具の選定には、村内の子育て世代支援センターや、包括的支援センターなどの機能を兼ねる担当の職員がおられるとしましたら、そのような方々の意見などを取り入れながら遊具設置に至ったのかをお聞きいたします。

2 番、子育てを楽しめる環境づくりには、まだまだ公園が足りず、村外から新しい人の流れをつくるためにも、若い子育て中の意見を取り入れながら、県道沿いなどにも大和村の魅力を発揮した遊具付きの公園や施設を増やしていく必要があると思われませんが、今後とも公園の計画はなさっておられるのか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より質問を述べさせていただきましたが、あとは自席において質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただ今の市田議員の御質問にお答えをいたします。

1 点目の思勝公民館裏手の急傾斜地崩壊対策事業の導入についての御質問でございますが、近年は全国的に大雨等による土砂災害が多発し、甚大な被害を及ぼしている傾向がございます。村におきましても現在、土砂災害防止の観点から大和浜地区で 2 カ所、大金久地区の計 3 カ所におきまして、急傾斜地崩壊対策事業に取り組んでいるところでもございます。

御質問にありました思勝地区の公民館裏手の斜面につきましては、県が示しております土砂災害警戒区域に係る基礎調査におきまして、土砂災害特別警戒区域に指定をされているところでもございますが、村といたしましては、まずは現地の急傾斜の状況を確認させていただきまして、県とも急傾斜地崩壊対策事業の導入が可能かどうかを十分に検討させていただき、また事業の採択要件でございます用地の無償提供についても、地域住民や集落の意見を伺った上で、事業導入についての検討をさせていただきたいと思っております。

次に、2点目の思勝公民館裏手に、高台の避難所の整備についての御質問でございますが、まず地震等による津波対策につきましては、毎年11月5日の津波の日に合わせて、その前後の日曜日に村内全域を対象に避難訓練を計画をしているところでございます。その避難場所といたしましては、ほとんどの集落が県道や村道を利用した高台への避難としているほか、集落に近い学校や建物屋上のほか、集落内にある水源池道路へと避難をする訓練となっております。津波における避難所の選定におきましては、集落に近いところが望ましいところではありますが、集落によってはその場所の選定に苦慮しているところでもございます。山間部における高台避難所につきましては、その地形条件を判断する中で、用地の確保など、総合的に検討をする必要があると思います。まずは、現在の避難所として指定をしております箇所の機能向上を最優先とさせていただきながら、高台避難所整備につきましても、その他の集落を含めて検討をしてみたいと思います。

次に、若い子育て世代が安心して楽しめる施設や公園の環境整備についての御質問でございますが、公園整備につきましては村内の観光地の魅力を一層引き出し、訪れる方々に大和村でより楽しい時間を過ごしていただきたいという視点から整備をしてきており、その整備にあたっては、村費の支出を抑える努力をしながら、奄振事業や県の事業などの補助事業を活用しているところでもございます。こういった公園整備にあたっては、観光客や幅広い世代を対象とした整備であることから、子育て支援担当部局からの意見徴収等は行っておらず、若い世代向けの施設整備等につきましては、関係部局とも連携を図っていくことが重要ではないかというふうに思います。

議員の御質問にありましたように、1歳児程度の遊具があまりないという意見もでございます。安全性も考慮しながら、一般的に使われる遊具等の整備ということで、これまでも進めてきております。しかしながら、やっぱり全般にわたって、若い世代が子育てをしている方も十分に使える施設は必要ではないかというふうに考えているところでもございます。

今後の整備計画についてでございますが、現在、若い子育て世代も楽しめる場所として、昨年度、まほろば水と森公園の遊具を整備しました。小さな子ども連れの御家族等が利用されている姿もしばしば見られているところでございます。また、休日におきましては、学校の校庭や保育所の園内を開放することで、気軽に安心して過ごせる場所の一つになるのではないかと考えておきまして、特に保育所におきましては、新しい遊具設置等も整備をしてみたいと考えております。さらに、

子どもを遊ばせながら、若い保護者同士が交流できる場として、子育てサロンも新たに計画をしているところでもございます。第2期子ども・子育て支援事業計画策定のための保護者アンケートの中でも充実を図ってほしい子育て支援策として、子連れでも出かけやすい、楽しめる場所を増やしてほしいという割合が半数以上占めておまして、こういった場所の整備は、若い子育て世代の強いニーズであることが伺えるところでございます。このような御意見も踏まえながら、今後も引き続き、若い子育て世代が安心して子育てができる環境整備にも努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○1番（市田実孝君）

村長の前向きな答弁を今いただいたとっております。

今、村も新型コロナウイルス感染症対策で、財政面でも予算対応に苦慮しているかと思われませんが、自然災害、台風や豪雨は必ず発生するものだと予想しながら、地域の防災を考えて施策していかなければならない。村のあらゆる土木建設予算において、防災はそこに生活する人々の安心・安全を常に最優先事項として配慮していかなければならないと考えますが、建設課長、お考えはどうか。

○建設課長（前田逸人君）

議員がおっしゃるように、防災、災害、減災につきましては、土木行政は特に今後携わっていかないといけないと考えております。特に急傾斜、土砂災害というのは、一気に命を奪う土砂災害でございますので、そういった形の急傾斜対策事業というのは県とも要望しながら、今後も続けていきたいと考えております。

○1番（市田実孝君）

近年、50年に、100年に1度というような豪雨により、近隣の龍郷町役場近くの、あの山崩れの被害など、どのような場所が安全な地域であるとはいえない状況であります。特に、災害が予測される地域において、早めの対応を準備をしておくことが肝心かと思えます。特に山に囲まれ、村内の集落の多くが隣接する、山崩れなどの災害を予測し、考えながら、予防していかなければならないものだと考えております。

それでは、先ほど皆様にお配りした大和村の防災マップ、これはホームページの中から引き出してあります。特に津名久、思勝、大和浜地区のやつです。村内全域じゃありません。その中で、危険箇所、先ほどから申し上げます急傾斜地危険場所

が、私が村内をチェックしたところ、24カ所見受けられますね、皆様が指定されたところが。その中で避難場所が18カ所、公民館が11カ所、その中でですね。その中で、今、私が矢印を付けてある、この大和校と思勝公民館、その急傾斜地危険箇所の中にあるというのは、もちろん御存知でしょう。

○総務課長（政村勇二君）

この危険箇所に関しましては、村内の危険箇所といわれますが、26カ所、実はございまして、そのほか危険溪流と呼ばれるものが16カ所ございます。実は、このいただいた防災マップにおきましては、大和小中学校の避難所として、このレッドゾーンといいますか、そこになっているように見えますが、実際は令和元年、昨年に各集落に各集落ごとの防災マップを公民館のほうに提示してもらうようお願いしている状況でございまして、その中ではレッドゾーンにかかっている思勝公民館、こちらはやはりレッドゾーンにかかっているという認識をしております。

○1番（市田実孝君）

思勝公民館は、今、総務課長がおっしゃったように、26カ所の中でレッドゾーンの中の一つだというふうに判断を示されているということですので、災害の工事の中で、その危険区域内の工事と、そういったものは知事とかの許可がないとやってはいけないという法律がありますよね。災害基本法の中にですね。そういうような形で、法律があるんですけども、この大和校と思勝公民館のほうの危険指定地域内で皆様がご覧のように、工事が行われております。あの工事が行われるということは、引き続きすべてを完了すればいいんですけども、あれで終わっとったら、周りの危険地域を助長することはやめてくださいというような工事となっているんですよ。それはどう思われますか。

○建設課長（前田逸人君）

議員がおっしゃるのは、平成4年県治山事業で行った公民館裏手、学校の擁壁、平成24年から台風により学校裏手の擁壁崩壊、現在そちらからや、こちらからよく見られる法枠工事だと思っておりますけれども、助長するというか、そこはちょっと考えにくいんじゃないかと考えておりますが、その裏手の思勝の公民館裏手となりますと、また新たな急傾斜地崩壊事業について、また要望を出していくほうがいいかなと考えているところであります。

○1番（市田実孝君）

あの工事をなさったことにより、周りのその公民館の横手までの立木をすべて切ったり、法面を排出したりといったことで、公民館のほうは風受けが強くなったり、

そういったことになっている状況がありますので、その災害のそれに引っかけられないかということで、私は今申し上げましたけれども、あの工事が引き続き、このようにまだ工事の途中ですよというんだったら、別に構わないと思うんですよ。あのまま置いておくと、思勝公民館の後ろも指定された場所ですから、その横を法面を切るということは、引き続きなさるんでしたら良かったかも分からないんですけど、あれで完成した状況で公民館を置くということは、危険を助長しているということに当たらないかと思っているわけです。どうですかね。

○建設課長（前田逸人君）

そうですね。県単治山事業、また県の治山事業で要望があつて、そういった形で事業をやっておりますことですから、周りに影響が有る無し、そこはちょっと判断しかねるんですけども、木を切ったから逆にまたそこに影響が出るというのは、ちょっとそこはまた、そういった状況であれば、また今回御質問にありましたとおり、急傾斜地崩壊対策事業を今後またそういった木が揺さぶられても対策を取っていくということでやっていきたいと思ひます。

○議長（奥田忠廣君）

ちょっと休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時11分
再開 午前11時12分
-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

市田君の一般質問を許します。

○1番（市田実孝君）

急傾斜地区域内での次の行為は、都道府県知事の許可を受けなければならないという、その法律がありますので、崖の段差が10メートル以上とか、勾配が30度以上とか、この法律は急傾斜地対策事業に当てはまる工事として、昭和44年に公布されておりますので、急傾斜地対策でこの崖が完成すれば、別に問題はないんですけども、引き続き行ふとか、急傾斜地があれば終わりだったら問題があるんですよということで、私は今言っておりますので、引き続きするならば、急傾斜地内の工事ですから、引き続きするんですよというならば問題ないということで、御理解をいただきたいんですけども、このようになってくるような感じですので、その立木を切

つたらいけないとか、法面を排出したらいけないとか、すべてやっていますので、その影響を受けるよということでやっておりますので、思勝公民館はましてやその危険地内にありますので、ほかの計画なさっているその工事よりも優先をして、工事をしていただけないかということで検討をお願いしていただけないかということです。

○建設課長（前田逸人君）

そこはちょっとしっかり調べまして、また後ほど御報告したいと思います。

○1番（市田実孝君）

そういうことで、御検討をよろしくお願いいたしたいと思います。

2点目の子育て世代、安心して楽しめる公園について。体育館横に立派な公園が出来まして、日曜になると、しょっちゅう家族連れが賑わいを見せるようになっております。大変喜ばしいことだと思います。この公園が、今までにない公園が出来たことで、私としては8月のいろんな新聞で、その大型遊具施設が完成して、17年度にはミニブランコなど、3歳児未満の遊具を集めたわくわくランド、18年、19年には壁の突出物などを掴んで遊べるボルダリングなど、トライアスロン遊具を整備し、2億円をかけて17年から20年にかけて、国の公園施設長寿命化対策支援事業を導入して、5年かけて遊具を設置するんだという新聞記事とか、ふるさと納税を財源に二千数百万円をかけて設置したとか、今の記事が8月中に新聞をにぎわせておりましたので、そういった事業で今後、大和村も子育て支援のためにいろんな事業を持っていくのかなどの思いから、今回質問をさせていただきました。

このような施設には、すべて1歳児から5歳児までのスプリングとかスイング、動物の形をして上に乗るとか、飛行機の上に乗って、ちょこんと乗って遊ぶとか、それが全部付いております。大和村もいよいよそういった事業を始める中ということで、でしたらあの遊具、今設置されている大和村体育館横のあれは、ちょっと不十分よという意見がたくさんありますので、これは村の子育て世代のその相談を受けているその包括支援センターとかの意見を聞いてなさっているのかなと思うので、ちょっと聞いてみたいということで質問をさせていただきましたけども、これは建設課の仕事だろうと思ったら、産業振興課ということで、課長、ちょっとお願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

市田議員がおっしゃるまほろば水と森公園敷地内にある遊具、昨年、令和元年度に遊具を新しく1基と、あとベンチですね。それも総合型ということで1基を設置

したところですが。それまでは、市田議員がおっしゃるように、幼児が使えるような小さな遊具がいくつかあったんですけども、もう老朽化で危険なため使用禁止にしておりましたけれども、それを全部撤去しまして、総合型遊具を、ほかの市町村の意見等も聞きながら、1基設置したところでございます。その際には、市田議員がおっしゃるように、福祉部局との連携はあまり取っていなかったわけですが、幼児の遊ぶ遊具がないということで、まほろば水と森公園は奄振の再整備事業を活用してやっているわけですが、まだ公園自体は完成ではございませんで、近辺のほかの村の計画の施設の整備とかに併せまして、また地形も少し変わるかもしれませんので、そのへんに併せて幼児用の遊具については、随時計画していくような計画はしております。その際には、その部局との連携はしっかり取ってまいりたいと思います。以上です。

○1番（市田実孝君）

第2期大和村総合戦略の中の、先ほど申しあげました、若い世代が安心して結婚、出産、子育てを楽しめる環境というところから、私は質問させていただいておりますが、今、国のほうでもこれは、この先ほどの2億円余りの事業は国土交通省の事業ですね。そして、ふるさと納税の予算とか、国のほうは平成27年度より子育て支援をいかにして進めようかということで話が、施策を進めろということで進んでいるものだと思いますので、子育て支援についてなんですけれども、この子育て支援包括支援センターとか、毎年、各県において60ぐらいずつ日本全国で今増えている状況にあるみたいですね。その問題は、保健福祉課長のほうから、どうですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

今の御質問のありました子育て包括支援センターというものが設置義務となっております。内容につきましては、主にゼロ歳児から、妊娠期からの子育て支援を包括的に行うということになっております。大和村では設置をしていない状況ですが、やっている事業内容としましては、ほとんどもう支援センターで行うべき事業というのをしておりますので、また登録に向けて準備をしていくというよう状況でございます。

○1番（市田実孝君）

ありがとうございます。

子育て支援について、少々調べさせていただきましたが、5歳までが幼児ということになっておるみたいですので、ぜひ子育て環境にやさしいとか、楽しめるとかいう環境をつくるためには、このセンターなり、そういった支援センターの協力を

仰ぎながら、今後は公園づくりを進めていくことが肝心だと思われまので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの同僚議員の重信議員からの質問がありましたが、例えばある町の角っ子に60坪ぐらひの不明な土地があつて、たばこの吸ひ殻とか、毎回毎回掃除して町をきれいにしているんですね。その角地がいつも草がぼうぼうでごみは飛んできては取り、自治会でそこを毎回掃除しているんですけど、その土地が何十年も不明で、このいかにしたらいいものかと自治会は悩まして、そこをセメントで張つて、60坪、そうしまして、先ほど申し上げたスイングを真ん中に一つだけ置いたんです。そして、電柱の切り株を3つほど置いたんですよ、横に。そうしましたら、いつもそこを通る母親連れの子どもが手を引っ張るわけですね。そしたら、お母さんはこれは人のだから駄目よみたいにしてやとるんですけども、根負けして、しまいにはそこでお母さんは椅子に座りながら、切り株にですね。子どもが遊ぶ姿を見てると。それを繰り返しているうちに、今後はお父さんが帰つて来る、打ち合わせする、食事をする場所として、お母さんが座り、お父さんが座り、下の子どもが座り、そこに4名の人口の交流、藏議員がいつもストーリー性ある施策をとすることを何回も議会に申し上げていますように、一つの小さなその遊具は、4名の人口をそこに引っ張りだす。そういうふうなことですから、先ほどそういう何百万円もするよな、考えでなくて、小さな遊具を一つでも人が来るんだということで、私は子育てであやまる岬に何々の親子連れの遊具があるんだとか、赤崎公園に草スキーの滑り台があるとか、そういったことで携帯電話がない時代に、そういった話はどこから聞いてくるか、私らは知らんことで、行かされた思いでありますので、郁島さんも、記憶にありますか。そのように、遊具一つでも大和村に来られる母親やお子さんがおられると思ひますので、そういった名瀬市内で子育て世代で、家でお父さんに無視されて、公園に行きたいのにとか言つてるお母さんが、恐らく学年で500人、5歳までを含めたら3,000人の方々が行き場を求めて、お金があれば、ストリートビューとか、東京の街角のどこにあるかが、飛行機で飛んで行って子どもを遊ばせることもできますけれども、大和村もそういった子育てにやさしい環境づくりを頑張つてつくつていただけないか。そういうことで、産業課長、あと頭のすみにおいて、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

遊具の設置であります、今、全然具体的に、また新たな遊具というのはうみがめ公園のほうに設置をすることにしております。今、市田議員がおっしゃいました

幼児が遊べるように遊具というのは、今年度中の設置を目指しており、来年度、また複合型遊具、そちらを設置するというにしております。

○1番（市田実孝君）

ぜひ同僚の重信議員のほうからもお願いがありましたように、そんなでっかい土地は要りません。1坪でも構いません、そこに遊具一つなり、大和村の公民館の横の草地のところの一角にブランコを設置し、遊具を一つ設置しただけで、大和村はああ子育てに気配りがいい、やさしい村だということをPRを兼ねて、そういった施策を進めていただきたいと思います。村長、最後にお願い、一言いってください、考えを。

○村長（伊集院 幼君）

子育て支援につきましては、支援するだけじゃなく、やはりそれに伴った周囲の環境整備は大変重要だと思っております。そこは今進めているものを、今後計画はしてありませんが、先ほど来、議員のほうからありますように、やっぱり小さな敷地でもどういう形でそこに人が集まる場所がつかれるかということは、我々はやっぱり関係課でしっかり連携を図りながら、そしてまた子育てをしている方の意見をやっぱり取り入れながらつくっていくことが大事じゃないかというふうに思っておりますので、その点についてももしっかり取り組みをさせていただきたいというふうに思います。

○1番（市田実孝君）

何度もコロナで大変なところ、耳が痛い話ではございますが、そのような施策を進めていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

これで、1番、市田実孝君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。午後は、1時30分を予定をしております。

-----○-----

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時25分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

全員お揃いですので、時間はちょっと早いですけれども、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、6番、勝山浩平君に発言を許可します。

○6番（勝山浩平君）

皆さん、お疲れ様でございます。

4点について、一般質問を行います。

まず、空き家、廃屋対策の推進につきまして、先日、過去最大級とされた台風10号に奄美は襲われましたが、その際にも近くの廃屋から瓦礫の飛散の被害を心配する声が多く聞かれました。空き家対策が全国的な課題となっており、空き家は今後も増え続けていく見通しです。ますます深刻化していくことでありましょう。

本村各集落に存在する廃屋は、時間の経過とともにさらに老朽化し、危険度を増していきますが、集落とさらに連携を深め、解体撤去するなど、空き家対策を推進していくべきではないのか。また、空き家対策の推進にあたり、撤去・解体費用の補助などを盛り込んだ空き家対策条例を制定するべきではないのか伺います。

次に、沖合への浮き魚礁設置について。水産資源や漁業生産量の維持・増大と、漁業経営の安定や観光漁業の推進を図るために、マグロやカツオが集まる浮き魚礁を沖合へ設置するべきではないのか伺います。

次に、村営の合葬式墓地の整備について。人口減少・少子高齢化などに伴い、墓の継承者難や無縁化を背景に、全国では公営の施設整備の動きが広がっておりますが、本村においても墓の維持管理を不安視する声があります。そのような村民のニーズに応えるために、新たな形態の墓地として、多数の遺骨を共同で納める合葬式墓地の村営整備に向けて検討を進めるべきではないのか伺います。

最後に、元気な集落づくりへの支援について。村おこしは村内11集落の活性化にあると考えます。地域おこしを図ろうと自主的・自律的な活動を行う集落や団体の企画提案に対して、交付金や補助金として支援することはできないのか伺います。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの勝山議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の空き家対策の推進についての、1番目の集落と連携を図り撤去するなど、空き家対策を推進していくべきではないかとの御質問でございますが、御質問にもありましたように、村内における廃屋対策は重要な課題になっております。個人の所有である空き家につきましては、所有者が適正な管理を行うことが原則でございます。危険な空き家は、集落の方でも所有者や現状を知ってもらい働きかけを行うことが重要であるのではないかと考えるところでございます。村内では、独自に所

有者と調整を行い、解体撤去を行っている集落もございます。村のほうでも早急な措置が必要と思われる廃屋に関しましては、所有者へ通知を行っていきたいと考えますが、まずは集落のほうから所有者へ働きかけをお願いしたいと考えております。

次に、2番目の空き家対策条例などの制定をすべきではないかとの御質問でございますが、個人への撤去費用の助成につきましては、これまで独自で適正管理のために自費で撤去している方との公平性が保たれないというふうにも考えております。そのため、条例以外のことで取り組むべきではないかというふうに思っております。そのため、所有者が適正な管理を行うことが原則でございますが、所有者がどうしても管理ができない際などには、所有者が集落に何らかの対価を与えるなどしていただき、それを踏まえて、村として集落に対してどのような助成等の協力ができるか考えてまいりたいと思っております。

次に、2点目の浮き魚礁への設置についてお答えをいたします。魚礁につきましては、設置箇所の水深によって形態が違うわけでございますが、これまでも地元漁民からの要望に沿って活用できる事業等により浮き魚礁の設置を行ってまいりました。しかし、大和村沖合には多くの魚礁が設置されておりますが、なかなか思うような効果が上がっていないというのが現状になっております。その要因といたしましては、魚礁の流失が最も大きな要因であると思っておりますが、投入場所や魚礁の種類についても、漁業関係者と十分な協議をして決定する必要があると考えております。

現在の本村沖合の浮き魚礁の状況につきましては、すべて紛失しているという情報もありますが、一部の関係者からは、残っている魚礁もあるという情報もございます。そのため、まずは大和村沖合の現状を正確に把握する必要があると考えているところでございます。また、魚礁設置につきましては、補助事業といたしまして、奄美地区公益漁場整備事業の制度もございます。負担につきましては、国・県の負担で整備ができるような事業もあるようでございますが、この事業につきましては、設置できる箇所が希望しております沖合での浮き魚礁が事業対象とはなっておらず、沈下型の魚礁の設置になっております。今後、魚礁の設置にあたりましては、地元漁業者との十分な協議の上で、効果の高い村内のより多くの漁業関係者が利用できる魚礁の設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の村営の合葬墓整備についての御質問でございますが、現在、大和村におきましては、集落の共同墓地にそれぞれの墓に納骨をされ、旧暦など、1日、15日に墓参りを行っておりますが、少子高齢化で内地に行っておられる方も多く、墓参り等ができていない状況から、荒れ地となっている墓も確かに存在をしている

と思います。ちなみに、隣の宇検村におきましては、共同納骨堂を各集落に独自で建設をされたということで、14集落のうち7集落が共同納骨堂になっているようでございます。整備にあたっては、集落独自で行い、村は関わっていないというところでございました。また、共同納骨堂は個人個人がその区画を買うということで、その区画の大きさは約60センチ角ほどの大きさになっているようであります。集落民であれば、1区画10万円ほどで購入し、他集落及び他市町村は30万円ほどのものであるようでございます。また、毎年、維持管理費を徴収いたしまして、その集落の管理人がその建物の清掃等を行っているようでございます。また、各集落によって違いはあるようでございますが、希望する場合は、まず集落及びその墓に携わっている方全員の同意を求め、建設委員会などを立ち上げながら進めなければならないというふうにお聞きをいたしております。

先祖の墓は、個人個人の問題でございますので、村がいろいろ言える立場にはなく、合葬墓整備については、集落での意見集約が重要であるのではないかと考えておりまして、村が主導してやるものではないというふうに考えているところでございます。

次に、4点目の元気な集落づくりへの支援についての御質問でありますが、これまでも伝統文化活動を行っている団体に対しましては、村文化協会育成補助金によりまして、補助金を交付させていただいております。地域の活性化を目的とした事業につきましては、県の地域振興事業など、対象となり得る補助事業もいろいろとございますが、提案をされた企画の特色や、実施内容、規模などを見まして、個別に企画団体と協議などを行いながら、検討させていただきたいと思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○6番（勝山浩平君）

廃屋対策について伺います。廃屋の村内にある、各集落に点在しておりますけれども、平成30年度の調査では56件ということでありましたが、今現在、把握している新しい情報で、村内に危険な廃屋が何件ありますか。

○総務課長（政村勇二君）

廃屋に関しましては、平成30年度、先ほど勝山議員がおっしゃった大島地区消防組合の火災予防条例上に従った非住家、そして廃屋の2つの種別に分けた、廃屋が56件というところで、実際、私どももその平成30年度の、現在では56件と把握しているところであります。

○6番（勝山浩平君）

2016年空き家対策特別措置法が施行されて、またこれまでこの議会の一般質問でも多くの同僚議員が廃屋のことについて対策を求めて質問をしておりますが、答弁の中で、早急に集落と連携を図っていきたいということでありましたけれども、この間、行政が関わって何らかの実績が1件でもありますか。

○企画観光課長（森永 学君）

現在、行政が関わって、直接、取り壊しなどに至った物件はございませんが、私どものほうでもその所有者に対し、適正な管理をしてもらう文書は1件出しております。

○6番（勝山浩平君）

平成30年の予算委員会時に、廃屋所有者の意向調査を行ってきたいということでありましたけれども、この調査結果はどのようなになっていますか。

○企画観光課長（森永 学君）

大変申し訳ありません。その廃屋、平成30年度の予算委員会、平成31年3月ということをございましょうか。

○6番（勝山浩平君）

また後から確認してもらえたと有難いんですけども、またその当時、藏議員が委員長をしております、意見書も出してございまして、意見書の中身で調査結果によって有効活用、物件の解体撤去などを、また住宅としての利用促進をしてもらいたいという意見書を添えておりますので、確認をさせていただきます。

また、今後、このような意向調査を行っていくということですか。

○企画観光課長（森永 学君）

一応その調査に関しましては、平成30年度に一度やっておりますが、そのときには廃屋に対するというよりも、どちらかというと利用可能な空き家、それを所有者に対して希望を伺うという調査を行っております。

○6番（勝山浩平君）

利用可能な住宅でも、住宅を確保するために当然必要なことだと思いますけれども、本当に強風時に飛散をやっぱり近くの住民は大変懸念しているんですよね。危ない廃屋に対して、所有者がどのような意向なのか、意向調査というのもしっかり進めてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

こちらのほうといたしましても、先ほど、今のところ提出した実績は1件しかご

ざいませんが、早急に対処が必要な危険な廃屋という情報が集落のほうから上がり
ましたら、また改めてその所有者に対しても適正な管理をしていただく通知のほう
を行いたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

集落から区長さんと一緒に調査をしたことが、これまでありますよね。やっぱり
危ない廃屋と指摘されていると思いますので、集落がどうのこうのじゃなくて、行
政として危険対策をしっかり図っていく上でも、調査をするべきだと思います。

それでは、これまで行政が関わっての撤去解体というのは1件もないということ
でありましたけれども、この条例が施行され、この特措法が施行されて7年経ちま
すが、7年間この実績がないという、その原因は何だと考えますか。

○企画観光課長（森永 学君）

先ほど、村長からの答弁でもありましたが、これまで独自に適正管理のため、自
費で撤去をしている所有者等もごさいます。その方々との公平性も維持していかな
ければいけないため、村が取り壊した物件に関しましては、条例で定めるよりも個
別に判断をするほうが適正ではないかと考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

集落が主体となってやるべきだという考えようですけれども、7年間実績がない
というのは、何らか原因がある。そこをしっかりと分析をするべきだと思いますが、
7年間やってきて、もう集落にある程度任せてやっていて、何も実績が上がってな
いということは、なかなか集落の力だけではできない、いろんな原因があるんだと
思います。私は行政がやっぱり集落と、行政が主体的に集落と連携を図って取り組
んでいくべきだと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

集落のほうで取り壊しを行っているところもございしますが、個人が独自で取り壊
した物件等あると聞いております。行政のほうで主体というよりも、まずその危険
な物件が建っている周り人々、住んでいる人々の意見のほうで、その所有者に対し
ては強く思いが受け止められるものであると考えております。そのため、まずは集
落のほうから現状を知っていただくことが重要であると思います。

○6番（勝山浩平君）

集落のほうでは、危ないという現状はより把握していると思います。でも、何も
できないというのが現状なんです。7年間、実績が上がっていないのを、しっかり
分析するべきだと思うんですけども、その原因は再度伺いますけれども、何だと

思いますか。

○村長（伊集院 幼君）

議員がおっしゃるように、我々もこれまで区長会を通じて、いろいろと話をさせていただきました。確かに進んでないのが現状にあるのは、その地権者との交渉の中で、やっぱり取り壊しの経費がかかるという話も聞いております。しかしながら、我々が法律に基づいて代執行をした場合には、やはりそのお金がもらえるのかどうかということもあって、我々もいろんなすぐすぐ行政が勝手に取り壊すことはすぐできないものですから、組織をつくって、その中で有識者の識見の中で決めなければならない。それよりも、手っ取り早いのは地元の区長さんを通じて、郷友会なりに連絡をしてやったらどうかということ、これまで投げかけておりますけれども、現在はそういうなかなか進んでない実態にありますので、今も現在、周辺に危険な家屋があるというのは、我々も認識しています。どういう形でしたらいいかということで、今ちょっともがいている状況もありまして、我々もしっかりそこは地元を待つんじゃないで、やっぱり今議員がおっしゃったように、行政側からやっぱり進んでいかないと、この廃屋の問題は進んでいかないのかなというのは今思っておりますので、今後どういう形で地権者とのやり取りをしていくかということが、今度は我々が考えなければならないというふうに思っています。実際、今、その集落以外の人からも危険性を感じているという第三者からの声も我々も聞いておりますので、そこは我々も早急にその対応策を村として考えていきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

空き家特措法が施行されまして、その危険な廃屋の所有者に解体撤去の指導、先ほど通知を1件したとおりましたが、通知の内容がどの段階か分かりませんが、指導とか命令ができるようになっておりますが、これまでそういった行政として危険な廃屋の所有者に撤去解体の指導、命令を出したことがありますか。

○企画観光課長（森永 学君）

命令を出したことはありません。

○6番（勝山浩平君）

所有者に対して、やっぱりそういった行政としてできる部分の法律に基づいた指導、命令等もしっかり行っていくべきだと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

指導、命令といいますのも、まずは相手方に適正な管理をしていただく、そ

った通知を出すことがまず先であって、指導、命令はまだまだ先のことだと思っております。

○6番（勝山浩平君）

廃屋は、冒頭でも申し上げましたけれども、これからもっともって増えてくると見込まれていますので、急いで対応しなければいけません、56件、本村に廃屋がある。1件だけ、文書で通知をした。でも、なかなか進んでいないのが現状で、だからできることとして、行政から強い文書通知、命令、指導、そういったのをやるべきではないですか。

また、あと1点、固定資産税、更地にしたら高くなるというのが原因の一つとしてありますけれども、特措法に基づけば、更地にしても税金を安くすることができる取り組みもできますので、この文書による指導、命令と、固定資産税の減免は取り組むべきだと思うんですが、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

その適正な管理に対する通知のほうは、もう引き続き地道にこれからも続けてまいりますと考えております。

○住民税務課長（吉原照悟君）

固定資産税については、やっぱり解体すると宅地認定というのが外れまして、建物が建っている段階では200㎡までは6分の1、200㎡以上になると3分の1ということで、その特例が外れるため税金が高くなるんです。だけど、2、3年荒地の状態、もう草も生え放題になったときには、雑種地に変更するというので、土地代を安くするという方法もできるということです。

○6番（勝山浩平君）

その固定資産税ですけども、特措法に基づいた対応というのが含まれていますか。特措法では、更地にしても税金を安くできると聞いてるんですけども。

○住民税務課長（吉原照悟君）

すみません。確認はできておりません。

○6番（勝山浩平君）

奄美市等がそういった対応をやろうと、今いろいろ検討委員会を立ち上げてやってみたいですので、特措法でできると伺っていますので、ちゃんと調べていただいて、できるようでしたら、本村でも導入していただけたら有難いと思います。

また、集落の協力がなければ、絶対これは進んでいかないのは村長がおっしゃった通り、その通りだと思います。ですが、以前、宮田議員がこの議会で一般質問を

された中に、集落の共同作業で解体をしようという動きがあったんですけど、瓦礫の処理費が壁となってできなかったというお話がありましたが、これが今年の予算委員会の中でも委員から議員が質疑があつて、瓦礫の処理、集落が奉仕作業で解体をした物件に対して、瓦礫の処理費は前向きに考えていきたいという答弁がありましたけれども、その後、どのような進捗になっていますか、展開は。

○企画観光課長（森永 学君）

それ以外、それ以降、集落において取り壊した、そういったものがございせんが、そういった話がございましたら、そういった撤去費用に対して補助は考えていきたいと思ひます。

○6番（勝山浩平君）

集落が奉仕作業で解体をした物件に関しての瓦礫の処理費は、行政が負担してもらえんということですか。

○企画観光課長（森永 学君）

まだ、その分を負担をするのかというのは決めてございせん。そういった実績があつた際に、どの部分を補助できるのか考えてまいりたいと思ひます。

○6番（勝山浩平君）

本当に地域が自分たちの集落の安全性を高めるために取り組んで解体をしたいという思ひがあつても、財政的な壁にぶつかつてできないという現状があります。集落主体でやってもらいたいという意向であるならば、やっぱりそういった集落への奉仕的な活動に対して、瓦礫の処理費等の助成、補助はしっかりとしてもらいたいと思ひますが、村長いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

ですから、私が先ほど答弁したように、集落に対しての何らかの助成は考えてまいりますということであつて先ほど答弁してありますので、それは何かと申しますと、まさに瓦礫の処理費とかそういうのに充てていきたい。我々も以前、先ほど担当課長が申し上げましたように、例があるというのは災害時に家屋がちょっと壊されて、それを集落で撤去作業をしました。しかし、その後の処理ができないということで、村民が瓦礫の処理をした経緯もございせん。そこは、ある程度壊れていたものを処理費を村が見たということでありせんけれども、まさにこの廃屋についても集落が関わってもらつて、それに対する助成を村としては考えていきたいということであつてございせんので、よろしくお願ひいたします。

○6番（勝山浩平君）

浮き魚礁について伺いたと思いますが、担当課の産業振興課長は魚釣りも大変なかなかの腕前だと聞いております。課長は、刺身は何の刺身が好きですかね。

○産業振興課長（郁島武正君）

ホタが好きでございます。

○6番（勝山浩平君）

課長はいつも面白い答弁とかされるんで、今日この場だったらシビとかカツオとか、マグロとか言ってくれるのかなと思ってましたけれども、本当は好きですよ。漁業者が、今、村長の答弁の中には本村沖合にはカツオ、マグロがつく魚礁が今のところ一基もないかもしれないという話でしたが、今、カツオ、シビを狙う業者は遠い、宇検村沖にある県の魚礁に行ってるんですね。県の、例えば思勝港から出発をして、その県の魚礁に行くまでに片道何時間かかるか分かりますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

船によって様々でしょうが、平均して2時間ぐらいかなと思います。

○6番（勝山浩平君）

当然、速度で違いますけれども、ある程度、普通の波のときで漁船のスピードであれば3時間ほど、片道かかります。今、その魚礁に片道3時間かけて行って、例えばイルカの群れがその魚礁にいたら全く魚は釣れないんですね。往復6時間かけて行って、イルカがいたら全く釣れない。漁業者の苦労をどのように感じますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

何度か釣りに連れて行ってもらってるわけですが、1匹釣るのに大変な苦労をかけているなというのは理解しているところでございます。それがセリに出されて、そんなに値段がしない日もございますので、漁業者の苦労というのは分かっているつもりでございます。

○6番（勝山浩平君）

その苦労を少しでも解消するために、浮き魚礁をぜひ実現をしてもらいたいという願いがあって質問いたしておりますが、一番本村で、本村沖に投入された浮き魚礁、平成29年のが一番新しいと思いますが、中層の魚礁です。その魚礁は今ありますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

勝山議員からの浮き魚礁の質問で、魚礁の設置数、設置箇所、位置図等を調べてみました。海区漁業調整委員会とかに問い合わせたんですね。そうすると、魚礁が流失した場合には流失届を出さないといけないということで、まだ向こうのほうでは

相当な数が大和村沖に残っているという状況でございまして、まだ漁業者の中にも、先ほど村長の答弁にございましたが、全部ないという意見も確かに聞いております。漁業集落の総会において、そのような意見を聞きました。あるという方もおりますので、そのどこに何の魚礁があるのか、中層なのか、それが表層なのか、そのへんも含めて、現在の沖合の魚礁も設置状況を確認して、その上で新たな設置場所について関係者の皆さんと協議して進めていきたいと考えているところです。

○6番（勝山浩平君）

私が質問しているのは、マグロとかカツオがつく魚礁です。漁業集落が投入している近場、水深100メートルほどの魚礁には、よっぽどつかないんです。水深1,000メートルぐらいないとつかないので、その魚礁のことを質問させてもらっているんですけども、平成29年度に投入を設置をした中層魚礁、緯度経度がありまして、漁業者が魚探を入れて、そのへんを探して回りますけれども、魚探に反応しないというのを聞いております。ですから、課長、村長がおっしゃったとおり、漁業者の意見を聞いて、やっぱり必要な魚礁設置を早期に実現をしてもらいたいと思っておりますが、本村はブルーツーリズム観光漁業を推奨していく、先日の大綱質疑答弁にもありましたけれども、そのためにも浮き魚礁は必要だと思うんですね。本村がこれから展開をしていくと、推奨するブルーツーリズムとはどのような漁法ですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

現在、奄美は世界自然遺産の登録に向けて、観光産業が活発になっているところですが、それが海を舞台にした観光も今、TAMASUを中心にやっているところがございます。それと、漁業とを合体させて、どちらも相乗効果で関係者が利益を得る、儲かる、そのようなものがブルーツーリズムと、観光と漁業のドッキングだと考えております。

○6番（勝山浩平君）

TAMASUが取り組んでいるトビウオに関しては、あれも大変素晴らしいと思って感じておりますが、一般の漁業者が取り組めるブルーツーリズム、いろんな漁法がありますけれども、浮き魚礁の周辺を周回して、マグロとかカツオを狙う釣りは、浮き魚礁の釣りは割と経験が浅い漁業者でもできるんですね。底物の課長が刺身が好きなのは、ホタテ、ウンギョウマツ水深100メートルとかチビキ高級魚、赤いの、200メートル、600メートルで釣りますけれども、底物の釣りは漁師の感、経験がないと潮の流れは上と下とか、真ん中は全然違うので、魚がいるソネというポイントに餌を落とすのは相当な技術が必要なんですね。ですから、本村の漁業者がブ

ルーツーリズム観光漁業でもやっていこうとしたら、浮き魚礁が絶対必要だと思うんですが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

確かに、ブルーツーリズムといいますと、TAMASUのトビウオ漁だけではなくて、村内の漁業をしている方でも、観光客を乗せてその魚礁の周りを回って、シビカツオなどを釣っているのも聞いております。一番釣りやすいのは、浮き魚礁ということでございますけれども、この一番浮き魚礁を設置するのに村負担が要らない事業が、最近は浮き魚礁の設置に大変慎重になっておりますので、そのへんも含めて進めていかないといけないかなと思っております。

○6番（勝山浩平君）

浮き魚礁での実績が本村は少ないから難しいという話も伺っておりますけれども、本村が推奨するそのブルーツーリズム観光漁業を取り組む上で、浮き魚礁が必要なんだという違う視点で、また県とか国に補助事業等の要望活動をしてもらいたいと思っているんですが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

今、確認しなければならないのが、こちらが入手した情報では大和村沖には、表層で4基、中層で7基、まだ残っているというような形になっているものですから、そのへんを実際はそうではないと、実際、漁業者とって、ないものは流失届を出して、この海域にこれだけしかないというような実態を分かせた上で、その設置に向けて取り組みたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

実態調査、ぜひとも進めていただきたいと思います。その結果によっては、この感、まほろば大和漁業集落から魚礁設置の要望書、過去、本村では魚礁が最も多かった時期、平成12年頃は毎年、魚礁を投入をしていて、8基から5基あったと伺っておりますが、それぐらいの数があれば、本当に国直沖もあったでしょうし、今里沖もあったんでしょうし、先ほどの話、イルカがいても次の場所に移れるんですよ。漁業者の経営の安定につながっていきますので、まずとりあえず1基、実現をしていただいて、耐用年数が5年から10年ですよ。消耗品ですから、計画的に投入、設置をしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

そうするために、県に補助事業の申請をするためにも、現在の和村沖合の魚礁の設置状況を確実に把握するのが先だと思っております。その後で意見を聞いて設

置に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

村民が新鮮なマグロとかカツオの刺身が食べれるように、ぜひとりあえず、まずは現地調査に励んでいただきたいと思います。

村営の合葬墓の整備につきまして伺いたいと思いますけれども、集落の墓は集落が管理をしておりますが、それがあっても、各集落に無縁仏、無縁墓があります。どれぐらいの数の無縁化した墓があるのか、また墓地の管理台帳などは集落などが整備をしているのか分かりませんか。

○住民税務課長（吉原照悟君）

あくまでも集落個人になるため、そのあたりについては確認できておりません。

○6番（勝山浩平君）

合葬墓、合葬式の墓地の需要、必要性というのを私たちが感じたのは、議会報告会で回ったときに、Iターンの方から、私は奄美のいろんな地域を回ったけど、大和村が一番気に入って、大和村で骨をうずめるためにここに引っ越してきたと。子どもも、もう本土にいて、奄美で自分たちで墓を造っても管理してくれる親戚、家族はいないので、村営で合葬式墓地を造ってもらえないかという意見がありました。Iターンの皆さんだけの需要かと思いましたが、お盆の前に各集落で墓掃除をやると思いますが、この墓掃除をしている最中に、自分で墓を造った、今60代ぐらいの方、3人ほどの方も、将来的には子どもがもう本土にいますので、自分の墓を守ってくれ人が、管理してくれる人がいなくなる。村でそのような共同で納骨をするような墓地を設けてもらうことはできないだろうかというような声もありました。結構、意外に村民の方のそのような合葬式墓地の需要は多いと個人的には感じておりますけれども、集落の区長を通してでも、そのような需要の把握のための調査をしてみたいかがですか。

○住民税務課長（吉原照悟君）

これから集落の区長さんを通して調査をしてまいりたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

村長のお話にも、宇検村の共同納骨堂の話がありましたけれども、今、全国では地方自治体が運営をする合葬墓が増えてきているんですね。もうネットで調べたら、すぐ自治体で自分たちの財政で合葬墓を造っているんですよ。福岡、神戸、鹿児島市もあります。最近、ここ2、3年、奄美群島でもありまして、新聞報道等でもありましたが、奄美市が共同納骨堂の必要性について検討委員会で協議をする

とか、与論町は議会で特別委員会を設けて調査をするという記事がありました。瀬戸内町も同じように、この一般質問の場でありまして、住民の調査を検討したいということで載っていました。喜界町でもそのような需要があるということでありました。今後、区長を通して、そのような村民の意向調査をしていくということでありましたので、その調査をぜひ行っていただいて、村民の需要があると把握をできたなら、合葬墓の整備に向けての検討委員会を立ち上げることはできませんか。

○村長（伊集院 幼君）

それは、議員のおっしゃるとおり、いろんな住民からの意見はあると思います。村としても、まだやらなければならないことが多々ございますので、今、我々も地方創生やいろいろな業務を抱えている中では、まだ今、議員がおっしゃるように、合葬墓の検討委員会というのは、まだ今の段階ではちょっとできる体制にございませんので、やはりまずは集落の意向でどうなのかということ、調査をまずさせた上で、その後の形なのかなというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

合葬墓の必要性について、また住民の調査を早い時期に行っていただけたらと思います。

4点目、元気な集落づくりへの支援につきまして、再質問に入る前に、今回の補正予算で集落民へ助成金として30万円、集落30万円、10万円の維持費を計上していただいて、大変本当、豊年祭を開催できない中で、集落の運営費用、大変悩んでいるところでありましたけれども、本当有難い事業だなと感じております。私たちは、所管事務調査で奈良県の曾爾村というところに行きました。以前、同僚の前田議員取り上げて質問をされておりますが、人口が1,461名、今日現在、9つの集落があります。本村とだいたい同じ人口規模ですね。その村が元気な集落づくり支援事業費補助金として、単年度、集落からの自発的な活動に対して20万円、備品購入に対して15万円、4分の3助成で行っておりますが、本村が活性化、村おこし、各集落の活性化にあると思いますけれども、集落が自発的に取り組んでいく内容に対して、その都度、今のところ、行政として考えていきたいということでありましたけれども、ある程度、裏付けとなるような要綱や規則等の整備が必要ではないですか。

○企画観光課長（森永 学君）

まず、そういったものをやりたいという、こちらの整備よりも先に、その団体が集落とかでしたら、ちゃんと予算決算、その予算の中で何をやるという事業内容なども含まれておりますし、そういったものを見ましてから、こちらのほうでどの

ような助成ができるか、また考えていきたいと思えます。

○6番（勝山浩平君）

村長の答弁とちょっと違う受け止めをしたんですけども、村長の答弁はそういった集落や団体からそのような提案があれば、行政として何ができるのか考えたいということでありましたが、まずは集落の予算の中でやってくれということですか。

○企画観光課長（森永 学君）

今言いました予算決算というのは、その団体、今私が言いましたのは、集落だけではなく、何かしらそのグループがあった場合には、ちゃんと予算決算などが整っている団体に対して、そういった提案について助成ができるかどうか考えたいということでもあります。

○村長（伊集院 幼君）

我々が、今、議員の質問にあったように、地域づくりでどういった形の助成ができないかという質問の中で、我々としましては、どういうことをやりたいために、こういう何か助成制度ができないかということがあれば、そのメニューに沿って我々としては何かできる方策を、先ほど言ったいろんな宝くじの事業とか、いろいろあるものですから、さっき言った備品の購入の事業もあるんですね。ただ、大和村がまだ活用してない事業もあったものですから、いろんな形で地元からの要望を聞いた中で、どういう形でその事業の活用ができるかということ、今、庁内で検討をしているものもございまして。ですので、まずはどういったことをやりたいから提案ということをしていただくほうが、まずはいいのかなということで、先ほど答弁をさせていただきました。

○6番（勝山浩平君）

行政の窓口は企画観光課ということによろしいんですね。

○企画観光課長（森永 学君）

内容によりけりだとは思いますが、まずはこちらのほうに提出していただくかと思えます。

○6番（勝山浩平君）

国直集落の活動、TAMASUの活動等の影響を受けて、ほかの集落も何らかを自分の島をもらえるためにやろうというような意気込みが高まっていると思えます。昨年、今里集落で今里芸能祭という音楽祭が第1回目がありましたが、そういった活動を、備品とかで行政から応援はもらっていたようですけども、その他にもいろんなイベント、例えば本村でサーフィンを楽しむ若者が十何人いますけれども、

戸円の海岸でサーフィン大会を開きたいとか、そういったいろんなアイデアを持ってたりするんですよね。そういったグループ、団体、集落から企画提案があったときには、また柔軟に受け入れていただいて、何らかできる限りの支援を取っていただきたいと思いますが、もう一度確認のため、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

それも、その企画によりけりだとは思いますが。特に、営利を目的としたような企画となりますと、なかなか難しいことではありますが、一般的にはその団体がそれに対して何かしら営利を求めない、そういったものだったら、どんどん提案をしていただきたいと思えます。

○6番（勝山浩平君）

ありがとうございます。

終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、6番、勝山浩平君の一般質問を終わります。

次に、2番、前田清和君に発言を許可します。

○2番（前田清和君）

皆様、こんにちは。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告してあります2点ほどお伺いいたします。

まず1点目は、合同会社ひらとみについてであります。平成29年4月に設立された合同会社ひらとみも、今年で4年目を迎え、耕作放棄地の解消事業や、県道、村道、公園等の管理作業への人材業務をはじめ、まほろば館と連携した特産品の販売拡大や新商品開発等、会社としての機能が確立しつつあります。

また、昨年8月には、JAあまみ大和支所が撤退するという事で、農協の役割を果たす重要な位置づけとなり、農業従事者はじめ、村民にとって農業振興を進める上でも重要な役割を担っています。職員2人、担当課職員1人体制の中、仕入れから販売、配達までと、本当に職務を遂行されていると思えますが、今後、合同会社ひらとみにおいても、仕事の内容の多様化が求められてくると考えられます。

そこで、村長にお伺いいたします。村民の方々、農業従事者の方々から、農機具、特に草刈り機等の修理をする際、村内ではなかなかできず、村外に出さなければならない。村内で修理ができる場があれば助かるということをお伺いいたしました。村民のため、農業従事者のためにも、ちょっとした農機具等の修理ができる人材を

合同会社ひらとみに配置することができないか答弁を求めます。

次に、合同会社ひらとみとして、高齢者支援、買い物支援を含め、移動スーパー的な業務を運営していくことができないかお伺いいたします。本村においても65歳以上の高齢化率は40%を超え、年々高齢化率も上がってきます。それに伴い、村内の小売業、商店の事業主も高齢化が進み、商店の存続も危惧しているところです。村内には商店のない集落もあります。そうした中、他の町村において、ある企業と提携し、移動スーパーが活用されています。

本村においても近い将来、そうした現実に向き合うことになるかと予想されます。今後の大和村の未来を見据え、高齢者の皆様、そして村民一同が安心して暮らせるよう、環境づくりを進めなければなりません。

そうしたことも踏まえた上で、企業との提携ではなく、本村独自の事業としてできないか、村長の答弁を求めます。

2点目は、村内集落内の道路整備についてお伺いいたします。年々各集落において、集落排水事業が進んでおり、それに伴い、集落内の道路の整備も進められてきました。しかしながら、事業を行うことで改善された箇所もあれば、以前と比較して危険と思われる箇所も見られます。

村民、集落民、特に高齢者の方々が安心して通行できるよう整備ができないか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きしまして、自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、前田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の合同会社ひらとみについての1番目の村民また農業従事者の声として、農機具等の修理ができる人材を配置できないかとの御質問でございますが、現在、農機具の修理等は、合同会社ひらとみが窓口になり、JAあまみと連携し、大島事業本部笠利農機具センターで修理を行っております。これはJAあまみ大和事業所からひらとみが業務を継承しておりまして、農家の方が故障した農機具をひらとみに持ち込むと、週1回JAあまみの職員が回収に来まして、農機具センターへ搬送し、修理が完了するとひらとみまで配達をされ、ひらとみから農家の方へ連絡し、引き取りに来てもらうようになっております。これは、以前から変わらないやり方でありまして、村内の多くの農家の方が利用をしているところでもございます。

農機具センターは、農機具専門業者であるため、どのメーカーの製品にも対応で

きるというメリットがございます。逆にデメリットといたしましては、JAの農機
具引き取りが週1回だけということで、修理に日数がかかります。修理に要する日
数は平均して2週間から3週間程度とみておまして、また部品等によっては1カ
月程度かかる場合もあるということでございます。

このようなことから、奄美市のほうへ修理品を直接持ち込む農家の方も多いと聞
いているところでもございまして、修理日数を短縮する方法といたしましては、週
1回訪問するJA職員を待つのではなく、ひらとみ職員がJAあまみ大島事業本部
まで持ち込むことで、いくらか日数が短縮できるのではないかというふうに考えてお
ります。

ひらとみへ人材を配置するには、その方の人件費等いろんな形で農家の負担が大
きくなる可能性も考えられることから、まずはひらとみが農機具の修理も受け付け
ているということを広く村民の方に周知を図っていきたくと考えております。

2番目の、他の町村において高齢者支援という形で移動スーパーが活用されてお
り、この合同会社ひらとみの運営が検討できないかとの御質問でございますが、買
い物支援につきましては、合同会社ひらとみが設立する以前から産業振興課のほう
で観光客向けの特産品販売だけではなく、村内の高齢者の買い物支援という目的も
兼ねまして、物産品販売車ひらとみ号を準備をいたしました。

しかし、ひらとみで移動販売をしますと、民業圧迫との意見もありまして、現在
まで買い物支援対策はできていないところでございます。その間、集落の商店もい
くつか閉店をし、ますます買い物支援が必要になってきているということは、我々
も認識をしております。奄美市等で行われております移動販売は、移動販売業者と
奄美市のストアが提携し実施しているものでありまして、地区を回るものではなく、
顧客の自宅を回って販売をしているというふう聞いております。

ひらとみが人員を雇用し、独自で仕入れなどを行い、移動販売を実施する場合は、
村内の商店をはじめとする民業を圧迫することが考えられるため、民間の商店を守
るためにも、いろいろな形で考えていかなければならないというふうに思います。

我々行政といたしましては、今運行しております診療所バスを活用した移動支援
による買い物支援も行う予定で考えておりましたけれども、御案内のとおり、新型
コロナウイルスの関係によりまして、実施をされていない状況でございます。

また、保健福祉課のほうにおきましては、高齢者の日常生活でのお手伝いや買い
物に行けない方々などへの支援を、ご近所サポート制度を活用した配達支援を行
うことなども考えられますので、そういうことも含めて我々も関係各課で買い物支

援策については、村内の商店の利用促進にもつながる方法なども考えながら、実施に向けて検討をさせていただきたいというふうに思います。

次に、2点目の集落内の道路整備についての御質問でございます。これまで各集落における公共事業によりまして、必要な場所においては、この事業と同時に集落内の道路の対策も講じてきたところでもございます。令和元年度からは生活道路対策エリア事業を導入いたしまして、集落内の通学路、生活道路の安全対策といたしまして、道路の排水対策及びカラー舗装工事の計画測量設計に取り組んでいるところでもございます。この事業は、名音地区と大棚地区の集落内の道路の舗装、排水対策について、事業を進める予定にしております。

名音地区におきましては、本年度から工事に着手しまして、令和6年度に工事を完了する予定でございます。また、大棚地区におきましては、令和3年度から工事に着手をいたしまして、令和7年度に完成をするということでございます。そのほかの集落内の道路につきましても、現地を確認しながら、現在進めております集落排水事業の舗装復旧計画と併せながらの生活道路対策エリア事業の導入もできないかなどを検討させていただきまして、整備に努めていきたいというふうに思います。

村内の集落内には入り込んだ道路、側溝が複数ございますので、定期的な集落内の道路パトロールを今後も実施しながら、早急な安全対策が必要な場所につきましては迅速に対応をさせていただき、安全・安心な集落内道路の維持管理にも努めていきたいと思っているところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○2番（前田清和君）

ただいま村長から答弁をいただきましたが、昨日、現地調査ということで合同会社も行かせていただきました。担当課のほうから、今、職員2人と担当課1人、3人、そして詳しいことに県道、農道、公園、人材の業務ということで、今まで建設課と産業振興は草刈りをしてたのを、一気に合同会社が運用していくということで、その4年前と比べたら、同僚議員からもありましたが、その合同会社ひらとがどういう方向性に行くのか、すごい立ち上げたときにはそういうことも言われていましたけど、やっとこの4年目にして、特に昨年8月にJAあまみ大和支所が撤退した後、本当にその合同会社ひらとみの存在が一日一日大きくなってきているなというふうに思って、今後もまた頑張りたいなというふうに思います。

それで、ちょっと担当課の課長に質問ですが、この4年間、平成29年から30年、

令和元年と、3年間でもいいですけど、だいたい1年1年の収支、どれぐらいの収支決算で、この3年間来たかというのを教えていただければと思います。

○産業振興課長（郁島武正君）

しばらくお待ちください。

ひらとみにつきましては、1年目は休止という形で決算を行いませんでした。2年目が収支がマイナス25万円、3年目がプラスの120万円となっております。以上です。

○2番（前田清和君）

2年目はマイナス25万円から、3年目でこの120万円というのは、具体的にそのマイナスから、赤字が黒字に転移したその原因はだいたい分かりますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

2年目はまだ村の委託事業も行っておりませんでしたので、村の補助金の額の関係でそのような数字になっています。

○2番（前田清和君）

収支はちょっと聞いて、3年目で120万円黒字、今年も4年目に入りました。今、いろいろと販売から配達もされていますし、本当、合同会社ひらとみとして独立していく体制が整っておりますが、この昨日お伺いした45名ですよ、これは今、県道、農道、公園等を草刈りしているそのメンバーを合わせて45名でしょうか。

○産業振興課長（郁島武正君）

そのとおりでございます。建設課、産業振興課が主でございますが、それ以外の課でも一度雇用するとなると、ひらとみへ登録をして、その次もそれで行うというような方法で、その合計が45名。役場全課の作業員の合計が45名ということでございます。

○2番（前田清和君）

45名でいろいろとやられていると思うんですけど、ちょっと先ほど村長から答弁がございましたが、その合同会社ひらとみで草刈り機等の修理等は受け付けておると。1週間に1度、こっちから持って行って、帰って来るのに2週間から3週間、へたすれば部品がないと1月かかると、そういう返答をいただきました。1月、半月も草刈り機が直らなかつたら、1月も直らなかつたら、もう名瀬に直接持って行って修理したほうが早いということで、名瀬に直接持っていかれる方々もやっぱり、農業をされている方にはおられるみたいです。であれば、この45名の中に、ちょっと私、耳にしたんですけど、少々のそういう草刈り、チェーンソーぐらいであれば、

ちょっとした修理、整備をできる人がおると聞いているんですけど、おられますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

大々的にPRはしておりませんが、個人の方が急ぐのかといえば、普通急ぎますよね。農機具ですからすぐ使いたい、急ぐということであれば、その方を紹介して、早ければ翌日、直して持ってくるということもございます。その場合、ひらとみとしては、紹介するだけであります。

○2番（前田清和君）

そういう方がもしおられるのであれば、その方の一応合同会社ひらとみの人材ということになります。その方の草刈り等をされて、その合間合間で整備をされているのであれば、例えば週2日でも週3日でも、村内の方々が草刈り機などを持ち込まれた際は、1日の日当という形で合同会社のほうで修理を即受け付け、即、1日で整備して直す、そういう形も採用というか、そういう方を使っていけると思うんですよね。わざわざ1週間に1度、JAあまみの笠利支所まで持って行って、2週間、1月ぐらいかかるのであれば、ちょっとした修理であれば、その合同会社のほうにお願いして、そこで修理をしてもらう。そういうのはやっぱりちょっとできないんですかね。確かに難しい整備とか、そういうのはもう仕方ないと思います。ちゃんとしたそういうところに出さないと、整備もできないかも知れませんが、すぐ直すようなものであれば、この人材を使って合同会社の中で、週に2日でも持ち込んでもらってやっていただければ、もう農業をされている方とか、そういう方々はたいへん喜ばれると思うんですよ。そういうところを少し検討はできないですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

今、こちらで紹介している方につきましては、役場の草刈り業務等で登録されている方でございますが、その業務が終わってから、本人がその修理をして、業務とは別として修理代を取っているという形でございます。ひらとみが修理を受け付けて1年ぐらいになるんですが、その1年間の間にひらとみのほうへ農機具の修理の持ち込みがあったのが20件弱でございます、その修理代が7万円弱でございます。そのため、来るときは週1、2回来るかも知れませんが、来ないときは来ない日が続くということで、今のような形でひらとみの受付でいいのであれば、どんどん受け付けて、急ぎの方はその方を紹介するという形のほうがいいのではないかと思います、今はですね。

○2番（前田清和君）

去年1年、20件で7万円の金額しかなかったと、それは先ほど村長が言いましたように、まだまだ周知ができてなくて、合同会社ひらとみで受け付けるという方も知らないから、これだけの件数しかなかったのかなと。今後はこの合同会社で草刈り機等も直しますよという、村民に対してのそういう周知も徹底しながら、草刈り機をお持ちの方は、本来であれば出してすぐ1日、2日で帰ってきて、また農業の従事に携わりたいと思うんですよ。そこらへんをちょっと、これは農業をされている方からそういう声を聞きましたので、今回は質問させていただきましたが、いずれ高齢者の方々もわざわざ車で1時間かけて、燃料費、労務を使ってまで出すんだったら、ましてや今はもう草刈り機も安くなっていますから、高い部品を買うよりは新しいのを買ったほうがいいという方もたくさんおられますけど、やはり金銭的に大変な方もおられます。やっぱり住民公助を受けた上でも、合同会社ひらとみがしっかりとそこらへんの声を聞いていただいて、少々の修理とか整備ぐらいだったら、受け付けていただけるようにやっていただきたいなというふうに思います。

その次ですけど、この移動スーパーですが、先ほど保健福祉課も元気サポーター事業ですか、これは去年か昨年ぐらいから、もうやっておられると思うんですが、昨年度の実績報告、何件ぐらいこの元気サポーター、買い物支援に利用されているのかというのが分かれば教えてください。

○保健福祉課長（早川理恵君）

昨年度のご近所サポーターの利用件数でございますけれども、全体で利用者といましては5名、複数回使っておられますので、稼働日数としては89日というふうになっています。その中で買い物支援につきましては、お一人の方が24回利用されているという実績でございます。

○2番（前田清和君）

保健福祉課長、この人数、実績を見て、ご近所サポーターが村内においてうまく活用されているのか、されてないのか、正直なところ、この実績を見て、何がせっかく良い事業で、買い物支援という形でやっておれるのに、これだけ村民が利用されない。それなのか、またはこういう事業を知らないでおられるのか、担当課長はどうお考えですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

もともとこのご近所サポーター事業につきましては、既存の介護保険サービスなどで利用できない、あるいは互助、お互い様という中で、どうしても頼る方がいない、そういった方のために隙間的な意味合いで創設をしております。私どもが必要

と思われる方に度々そのご近所サポーターと、こういうものがありますよというお声掛けを、個人的にも相当数させていただいておりますけれども、実際の声といたしまして、もうそこまですなくても自分で無料でやるよと言ってくださる方が非常に多いということで、もうそれは大和村の非常に強みと思っておりますけれども、お互い様の力で十分なし得ている部分もあることから、このような数字というふうに思っております。なので、必要と思われる方には、やはり声掛けというのもさせていただいている状況でございます。

○2番（前田清和君）

先ほど村長から答弁がありました。この買い物支援について、同僚議員とかがもう何度も言っています。村長からの答弁には、行政はいくらでも支援しますけど、その前にまずはその事業主がやっぱりしっかりと努力していかなあかんと。何でもかんでも行政に頼らない。できることはやって、それから行政に駄目なものは頼みましょうという答弁をいただいて、それは確かに何でもかんでも行政に言えば支援してくれるんだと、そういうやっぱり村内の小売業者の方もおられると思います。やはりそういった意味でも、今回、補正予算で商工会、大和村に加盟されているところに1事業者10万円という予算も付けていただいて、本当に小売業の方々も助かるなという思いです。ただ、今後この小売業の高齢者の方々ですよ、今言われている方々が本当に高齢化になってきて、もう村内のお店というのは存続危機にまず間違いはないというふうに思います。そうした中、ほかの町村で、先ほどから言っていますが、その移動スーパーですか、あれは行政がある企業と提携をし、あちこち回るんじゃなくて、顧客リストみたいなのを作って、そこに注文があれば、そこに配達するという形をとっておられるみたいです。本村も、ある村民から聞いたんですが、いよいよ大和村もほかの笠利、龍郷、宇検、ああいうふうにしてある企業と提携して、移動スーパーが走って来るのかなと。いやそうじゃなくて、やっぱり合同会社ひらとみが大和村にはあるじゃないですかと、合同会社ひらとみでそういう村内の顧客をしっかりと応えられるような、やっぱり住民サービス、そういうのができるのではないかなという声もちょっと聞かせていただきました。やはり企業というのは、もうそれぞれの各町村、それぞれのところにやっぱりいつでも入ろう入ろうと狙っているわけですよ。だから、それをやっぱり行政側としても、待ってるだけじゃだめだと思うんです。せっかくこの合同会社ひらとみとして4年目を迎え、軌道に乗ってきたところです。確かに、職員数が少ない中でやっていると思うんですけど、少なければ少ない中で、やはり人材をしっかりと確保して、やはり農業、販売、

そういうことだけじゃなく、大和村全体が発展するような事業というのを、やはりこれから先、5年後、10年後でも構いません。先を見据えて進んでいかなければいけないのではないかなと思うんですよ。今、現状できないから、いやそこまでは考えません、今できる範囲でやりましょうじゃなくて、やはりもうみんな高齢化率が上がってきています。私たちもあと10年したらもう60歳です。課長さんなんかも、もうあと10年したら高齢者の方々になる方もおられるかも知れません。その先を見据えた上で、すぐにやれとは言ってません。いずれそういう時期が来ますから、そうなったときに、もう簡単に企業と提携するのではなく、合同会社ひらとみでこの移動スーパー、顧客をしっかり掴んで、村内福祉向上のためにやっていただきたいという思いで、今回は質問させていただきました。そういうこともちょっと頭の中に検討していただいて、前へ進む意味で御検討いただけないですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

村長の答弁にもございましたけども、買い物支援というのは村内の商店が一つ一つ以前からすればなくなってきております。また、高齢者率も高くなっておりますので、大変重要なことでございますけども、その我々が買い物支援するときに、まず第一に考えなければならないのが、村内商店に売上を圧迫しないようにするというのを第一に考えなければならないと思っております。そのため、企業と一緒になったりとか、ひらとみが仕入れて持って行ったりすると圧迫になりますので、やるのであれば、村内商店の協力をいただいて、村内商店の商品を配達する。そうすれば、ひらとみも手数料で利益を得ますし、ひらとみがしなくてもご近所サポーターさんを活用してもいいですし、村内の商店さんが商品を注文して、支援者リスト、支援者の方の配達をお願いすれば、それを持っていくというようなやり方のほうが、民業圧迫にならずに済むのではないかと考えているところです。

○2番（前田清和君）

産業振興課長、大変良いお話を聞かせていただきました。やはり、村内の小売業も、企業が提携してやるんだったら反対します。合同会社ひらとみがやってくれるというのであれば、村内の小売業の皆さんをやっばり一度集めてもらって、合同会社ひらとみのために力を貸してくださいと言えば、村内の人はきっと喜んでやってくれると思います。ぜひ、産業振興課長、そういう場をつくってください。そして、先に進めるような、進めていただけるように御検討いただきたいなというふうに思います。

それでは、2点目の集落内の道路整備なんですけど、先ほど村長からありました

が、名音地区、大柵地区においては、名音地区が今年度から、大柵地区が来年度からと、大柵地区においては集落内のあれは、主だった道路ですよ。中じゃなくて、集落内をぐるっと回る、大きな基盤道路と考えてもよろしいですか。

○建設課長（前田逸人君）

そのとおりでございます。今、大柵地区の生活道路対策エリアにつきましての箇所といいますと、今のところ、プール前から奥田畳店前までの道路までを、今のところ計画を予定しております。

○2番（前田清和君）

担当課長からもありましたけど、実は大柵保育所の前ですよ、もう去年からずっと言っていて、保護者の方々が送迎であそこは集落排水事業が終わった後に水が溜まるようになった。雨の日は、保護者が大変気苦労しています、何とかならないですか。保育所内の特に側溝と道路の段差があって、大変危険な箇所になっているんですよ。あそこはやっぱり診療所をよく利用されるお年寄りもおりますし、やはりその段差でもしケガでもしたら、それこそ大変なことになると思いますので、今回それも併せての質問なんですけど、ちょっと僕が思うのは、集落排水事業が今進んでいますけど、この集落排水事業が完了した後に、その路面と側溝の段差が出てきたり、その道路と道路の間をつなぐ側溝が逆に下がったりという、そういう不具合がああいうふう見られるんですよ。あの原因は何なんですかね。

○建設課長（前田逸人君）

工事の完了のときに、少しそういった段差が見られるところには、業者のほうに指導をして段差の解消をしているところではございますが、若干時間が経つにつれて沈下がもし、そうやってそのときは沈下がないんですが、沈下がもし出たときにはそういった現象が出る場所がございます。そのところをどうするかといいますと、そこは段差があったら現場に行くなりして、段差解消に努めていきたいと今後考えております。

○2番（前田清和君）

建設課の職員の皆さん方も、それぞれあちこち現場を見て回れると思うんですが、やはりの各集落に行かれる際には、月に1度でも構いませんので、その集落内の道路、道、ちょっとしたでこぼこがないとか、路肩が崩れてないとか、特に側溝とかそういうところもやっぱり見てもらいたいですよ。特にもう高齢者の方々が増えてまいりまして、ちょっとしたあれでも本当に骨折したり、大きなケガにつながる可能性もありますので、ぜひ当局として集落内の、集落の中は管理を徹底して

いただきたいなと思います。

○建設課長（前田逸人君）

そうですね。集落内の道路は、高齢者の方が通りますし、そういった段差、側溝の隙間とか、そういった段差がところどころ見受けられるようでございますので、そこは一回、集落内をもう一回点検しまして、道路の維持管理、安全・安心な管理に今後努めたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○2番（前田清和君）

終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、2番、前田清和君の一般質問を終わります。

3時まで、しばらく休憩いたします。

-----○-----
休憩 午後2時50分
再開 午後2時57分
-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番、藏正君に発言を許可いたします。

○5番（藏 正君）

皆さん、こんにちは。

早速ですけれども、一般質問を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響で、営業がほぼ停止状態だった村内の宿泊及び体験関係事業所において、島人限定割引キャンペーンは大反響で、大変助かったと喜ばれています。これまで、大和村に目を向けなかった方々にも、大きな宣伝効果があり、今後のリピーターの獲得にもつながるのではないかと期待されています。しかしながら、補助金の限度額に達し、キャンペーンを終了した途端、客足は止まってしまいました。

コロナ禍はピークは過ぎたとはいうものの、終息の兆しはなく、島外からの利用客の誘致がしづらい状況が続いています。そのような状況の中で、大和村まるごと体験協議会では、「大和村に来て良かった。」と喜ばれる内容について協議中ですが、集客については行政の支援を必要としています。この際、大和村民が経営する事業所の支援策として再度、島人限定割引キャンペーンを実施すべきではないで

しょうか。村長の答弁を求めます。

次に、イノシシ被害対策について伺います。

村内各地でイノシシ被害がまん延しています。各々でトタンや柵を回し、対策を取っている方もいますが、中には生産意欲をなくしている方もいらっしゃいます。そのような状況の中で、村当局は無策のままほったらかし、農家を助けたいという意欲が伝わってきません。

これまで再三にわたってイノシシ対策について進言していますが、実行されない理由は何なのか。せめて現行の支援対策事業の有効利用を宣伝するなど、最低限の方策も取らない理由について、村長の答弁を求めます。

次に、防災対策について伺います。

台風接近に伴い、被害が想定される箇所について、事前に確認し、状況によっては事前対策を施すことは当然の業務と考えますが、当局の業務マニュアルに組み込まれているのか伺います。

送り盆の大潮時に台風9号が東シナ海上を通過し、吹き返しによる大波と高潮が心配され、国直集落民から心配の声が届き、夕方視察に行ったところ、国直海岸の堤防いっぱい砂が上がり、波は軽々堤防を越えて海岸沿いの道路は使えない状況になっていました。

幸い、満潮もピークを過ぎ、吹き返しも収まる方向にあったので、大きな被害には至りませんでした。状況が少し違えば、大きな被害につながる可能性がある出来事でした。

国直集落においては、海岸の越波対策として堤防の嵩上げはせずに、海岸の砂をかき戻すことで、既存の堤防の機能を生かす方法を取っています。

台風対策として、被災が想定される箇所の事前視察及び防災対策を取る行為が、行政の業務マニュアルに組み込まれていれば、海岸の砂のかき戻しは、当然行われているべきであり、集落民の心配の声も上がることもなかったと思われます。もしも、マニュアル化されていないのであれば、早急に措置し、国直のみならず、危険箇所の事前対策を強化するべきだと思いますが、村長の答弁を求めます。

以上、壇上から申し上げ、答弁の後、自席より再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの藏議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の新型コロナウイルス対策でございまして、実施した島人割キャンペーンでございますが、好評によりまして8月20日で新たな予約は終了となっております。

また、この秋、大和村に宿泊する予定であるなど、一部のリピーターの方の情報は聞いているところでもございます。

大和村は、奄美大島本島在住者を限定として、キャンペーンを実施したところでもございますが、奄美大島観光協会から奄美大島全体としてキャンペーンを実施していただきたいとの要望を5市町村で受けているところでもございます。先日、奄美市から観光協会の要望を受けまして、各市町村へ実施への意向の伺いがございました。大和村といたしましては、参加をしたい旨、報告をしてございます。大和村を含む複数の市町村が参加の意向を示しているとのことで、現在、制度設計に向けて実施の方向で意見照会が来ているところでもございます。

また、大和村まるごと協議会のほうからも、大和村独自の新たなキャンペーンの提案を受けておりまして、実施に向けて制度づくりを進めているところでもございます。

次に、2点目のイノシシ被害対策についてお答えをいたします。村内農業者の大勢の方が、イノシシ被害に悩まされているということで、これまで再三にわたって対策について進言しているが、実行されていない理由は何かとの御質問でございます。近年の農作物へのイノシシ被害につきましては、大和村だけでなく、郡内全市町村におきまして、そしてまた県、また全国でもその被害が顕著になってきております。被害対策といたしましては、平成16年度から県営農地環境整備事業を活用いたしまして、福元地区、湯湾釜地区、津名久地区、思勝、大和浜地区の侵入防止柵の整備を行っているところでもございます。また、平成26年度からは鳥獣被害対策実践事業を活用いたしまして、県営事業が実施されていない地区や、県営事業において地区外となった圃場を中心に、侵入防止柵を整備をしてきております。

今後の侵入防止柵の整備計画といたしましては、令和2年度、3年度は大和浜地区の県営事業で地区外となった圃場の整備、令和4年度は県営事業で実施した侵入防止柵の耐用年数が経過した福元地区の整備を、イノシシだけでなく、アマミノクロウサギの侵入防止も兼ねた整備を行う予定に考えております。

侵入防止柵整備の要望は、大金久地区や今里地区の農家のほうからも来ておりますが、作物が野菜類であり、規模も小さいため、果樹類で高収益作物でなければ、事業の導入は難しいとの県のほうからは指導を受けたところでもございます。侵入防止柵の補助事業での導入は、事業完了後14年を経過しないと実施できません。そのため、それ以外の地区で整備するのであれば、村単独での整備しかできないということになります。村内全域を対象にして、村単独予算での整備となりますと、財

政的にも厳しいのではないかと考えているところでもございます。確かに丹精込めて育てた作物が、収穫前にたった一晩で全滅となると、農家の方の落胆は察するところでもございます。新たな法律の補助制度を創設するのではなく、現在行っている資材助成制度を拡充するなど、複数年度をかけて整備を行うような方法等も含めて検討させていただければというふうに思っております。これまでも、イノシシ被害は本当に多くの農家から被害報告は受けておりますけれども、なかなか対応できておらずに、ここ数年で何とか整備を進められたというところでもございますので、我々もしっかり現地調査を踏まえながら、優先順位を決めて取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

次に、3点目の防災対策につきまして、まず被災の可能性の高い箇所的事前調査等はマニュアル化されているのかとの御質問でございますが、村内の危険箇所といたしまして、村内の危険溪流や急傾斜地など、土石流や土砂災害の恐れのある箇所につきましては、鹿児島県が指定しております、またその指定されている村内の箇所数といたしまして、急傾斜地の危険箇所として26カ所ありまして、土石流の危険溪流が16カ所でございます。その危険箇所の調査につきましては、毎年、関係機関である消防、警察、村の防災主管課、そして担当課の建設課で、県のほうから通達があった点検時の留意事項を参考に現地調査を行い、現状を把握し、情報を共有することで把握しているところでもございます。

また、被災の可能性の高い箇所といたしまして考えられますのが、各集落に点在する廃屋等が考えられます。その廃屋等の把握状況でございますが、居住実態はないが、実際に居住可能な建物を非住家、人が住めそうにない建物を廃屋として区別いたしまして、その数は非住家、廃屋を合わせて村内には123戸あります。これは2年に一度、事務嘱託員の協力を得ながら、消防と現地調査を行い、その調査の際には統一したマニュアルでの4項目のチェックを実施しているほか、そのほかに道路、水道、公共施設、各集落における避難所の発電機など、台風前には各課で事前巡回を行い、現状を把握しているところでもございます。

また、質問にもありました国直海岸の越波対策についてでございますが、まさに毎年、台風並びに冬場の悪天候におきましては、海岸に砂が堆積し、それが続きますと、集落のほうに海水が上がるという状況も我々もこれまで把握をしているところでもございます。先般、国直海岸におきましては、台風9号が通過したときに、台風10号襲来の前でございまして、すでに我々としては事前対策として対策を講じたところでもございますが、今後も台風接近前の越波等が考えられる集落につつま

しては、しっかり地元と協議をし、現地調査を行いながら適切な事前対応もさせていただきながら、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○5番（藏 正君）

まず最初に、新型コロナウイルス対策の地元業者の支援策について伺いますけれども、まず最初に大島地区全体で広域組合でやるものと、村独自でやるという、両方を今考えているということによろしいですか。

○企画観光課長（森永 学君）

現在、その2つの施策を考えております。

○5番（藏 正君）

大島地区全体でというふうになると、やっぱり有名どころ、名前が売れているところのほうを優先化されて、ちょっと大和村的には逆にそういったふうになる可能性はありませんか。後手を踏むというか。

○企画観光課長（森永 学君）

この事業につきましては、今現在、制度設計を進めている段階であります。各市町村のほうから、恐らく自分なんかの市町村はいくらまでだったら負担できる、そういった提案をすることになると思います。そして、現在、今、大和村が要望を出しているものが、その大和村が出す負担額に達するまで大和村の事業所に宿泊をしたとか、大和村の体験とか実施した人に対してのみ負担金を出したいと考えておりますので、大和村のほうのほかの市町村より申し込みのほうは後れを取ったりはするかも知れませんが、大和村が出す予算がほかの市町村に食われる、食われるという表現がどうかとは思いますが、そういうことはないようにしていきたいと思っております。

○5番（藏 正君）

不平等がないような対策を取っていただきたいと思っております。

現に、村単独での取り組みというのは、どのようなことを考えておられますか。

○企画観光課長（森永 学君）

現在、村単独で行う取り組みに関しましては、私どもがこういうキャンペーンをしたいと言っているものではなく、事業者のほうからこの前提案がございました。そして、こちらのほうとしましても事業者間の中で意思統一を図った上で、再度こちらのほうに話を持ってきてくれということで、今一旦投げているところでござい

ます。

○5番（藏 正君）

先ほど勝山議員のも答弁の中にもあったように、要するにその事業者側から、こういったメニューで取り組みたいんだけど、後ろだてしてくれというようなことがあったら、取り組みやすいということと、同じような感覚であるということですね。ありがとうございます。ぜひ、自分も少し話は聞いておりますけども、その協議会のほうでそのメニューの中身については協議会員同士で、いろんな案を出し合いながら考えていると。だけど、どうしてもコロナ対策で島外に対してアピールをなかなかしづらい状況にずっとあるからというような話でしたので、そこらへん、前回同様には言わなくても、8割とは言わなくても、そのへんの効果とかいうのは事業者自体もちょっと8割はあんまりだったかなとか言ったり、ちょっと客質が落ちたところもあるような話もしておりましたので、そのへんも事業者の方々と十分に協議をした中で進めていっていただきたいと思います。

次に、イノシシ対策についてなんですが、先ほどの村長の答弁を聞いていて、ちょっと随分当局の考え方と、我々が訴えているその中身について、大分ずれがあったなというのをちょっと反省しています。その被害者の農家さんなんかは訴えているのは、早く柵を回してくれとか、完全な方法を取ってくれということじゃなくて、その資材の支援対策事業をやっていますよね、今、半額助成事業、その拡充のことを言っているわけですよ。伺いますけれども、産業課にその資材に対する半額助成事業の申し込みというか、利用状況というのは、イノシシ対策の件数が分かれば、どんな利用状況なのか教えてください。

○産業振興課長（郁島武正君）

資材助成につきましては、ずっと以前からやっておりまして、その資材は農業資材全般にわたるものですから、どの方がイノシシの侵入防止用なのかまでは分からないところですが、かなりの方が資材助成を満額使っている状況でございます。

○5番（藏 正君）

要するに、イノシシ対策でやってるかどうかは把握されていないということですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

その領収書なりを見て、品物が書いてありますので、そこまで見れば、私が見れば侵入防止用、イノシシ用というのは分かりますけども、そこまでは私は見ていない状況です。

○5番（藏 正君）

この支援対策事業については、当初から申し込まれてる方と申し込まれてない方がいると思うんですね。前から利用されている方は、いろんなものに使えるということが分かっているとと思うんですけど、自分が知っている中でイノシシ被害に遭われた方なんかはあんまり利用されてない方なんかじゃないかなと思われまして、そういった方々への、申し込みしなくても、これからでも出来ますよとか、そういった今すごい状況でイノシシの被害がありますので、そういった方々にこの支援対策事業がありますよと、これを有効活用してくださいよというようなアピールをしていくべきじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

資材助成につきましては、全てのその他の助成ですが、一旦受付を締め切ってまとめて、助成券なりを配布しますけれども、それ以降の方につきましてもかなりの人数が来ますので、ずっと以前からやっている事業でございまして、村民の周知も毎年チラシ等を配布しておりますので、これは周知されているものだと認識しておりますけれども、まだ十分でないということでございましたら、またPRしたいと思えます。

○5番（藏 正君）

この際、課長、確か上限が2万円か何かだったと思うんですよ。それをちょっと倍ぐらいに拡充して、それを宣伝していくという方法は取れませんかね。

○産業振興課長（郁島武正君）

私がイノシシ駆除関係で聞いたのは、2万円の助成事業、4万円使って、半額の2万円が上限ですけれども、それでは足りない。それとは別枠にもう少し高額の補助で新たな助成制度を創設してくれないかというのと、藏議員の質問が同じ内容だと思いましたので、このような答弁になりましたけれども、2万円の助成では畑一つ回せる分が足りないかもしれませんけれども、農家の方によっては複数年をかけて整備している方もいますので、年度途中からの変更というのは難しいと思えますけれども、来年の当初予算編成時には協議したいと思えます。

○5番（藏 正君）

これですね、本当にまだその事業自体を知らない方もいらっしゃると思うんですよ。ですから、ぜひ今年間に合わなくても、来年度以降、この予算の中で対応できる分、対応してくださいというその周知の方法もとっていただきたいと思えます。

あと、最後の防災、未然防止策というか、今回思ったのが、村長の答弁では台風

前の事前確認等は当たり前に戻ってやるよという捉え方だったと思うんですけども、せっかく当たり前に戻っている中で、今回の台風9号の越波対策について、集落からの要望があったにも関わらず、ちょっとその事前の対応が間に合わなかったというふうに聞いているんです。誤解がないように、国直集落民から台風9号が過ぎた後、お盆の送り盆の翌日早々からすぐに対応していただいて、台風10号に備えてくれた。台風10号が過ぎた後に、また再度その砂かき作業をやらせてもらってますよという感謝の言葉をいただいていることをつないでおきますので、その点については感謝しているんですけども、私が今回質問に取り上げたのは、もしもそのほかのところはやってるんだったらいいんですけど、国直集落に限らず、志戸勘にしても、昨日見に行ってきた大和浜の海岸ですかね、あそこなんかにしても、砂をかいたかかないといけないというような判断をする作業というのを、必ずその業務の中に、台風が発生した、ここらへんに来るぞと見込まれたときには、その作業を必ずしなくちゃいけないんだというのが決まっていたら、その集落民ももっと安心すると思うんですよ。ですから、そこらへんを明確に、事前の視察とか、その事前対策の中に業務化していつてもらいたいと思うんですけども、いかがですか。

○建設課長（前田逸人君）

議員がおっしゃるとおりでございます。国直海岸もまた含めまして、その他海岸についても台風前の目視調査及び事前の対策は、今後取っていききたいと思います。

○5番（藏 正君）

終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、5番、藏正君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れ様でした。

散会 午後3時20分

第 3 回 大和村議会定例会

第 3 日

令和 2 年 9 月 2 8 日 (月)

大 和 村 議 会

令和2年第3回大和村議会定例会会議録

令和2年9月28日（月）

午後1時24分 開議

1 議事日程

開議の宣告

- 日程第1 認定第1号 令和元年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和元年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和元年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和元年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和元年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和元年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和元年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第8号 令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 市田実孝君 | 6番 勝山浩平君 |
| 2番 前田清和君 | 7番 民文忠君 |
| 3番 重信安男君 | 8番 宮田到君 |
| 5番 藏正君 | 9番 奥田忠廣君 |

3 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 次 長 児玉明美君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	晨 原 弘 久 君
副 村 長	泉 有 智 君	教委事務局長	福 山 茂 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	森 永 学 君
建 設 課 長	前 田 逸 人 君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁 島 武 正 君
教委指導主事	前 田 剛 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 石 松 美 君
保健福祉課長 兼大和診事務長	早 川 理 恵 君	住民税務課長	吉 原 照 悟 君
大和の園園長	勝 健一郎 君		

開議 午後1時24分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

- 日程第1 認定第1号 令和元年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和元年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和元年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和元年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和元年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和元年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和元年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第8号 令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、認定第1号、令和元年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、認定第2号、令和元年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第3号、令和元年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第4号、令和元年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第5号、令和元年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第6号、令和元年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第7号、令和元年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第8号、令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、

以上の8件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会委員長に、委員会の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（前田清和君）

皆さん、こんにちは。

それでは、令和元年度決算審査特別委員会委員長報告を行います。

決算審査特別委員会に付託を受けました、認定第1号、令和元年度大和村一般会計歳入歳出決算認定及び認定第2号から認定第8号までの令和元年度各特別会計歳入歳出決算認定の審査を3日間の日程で行いました。

9月17日の事業箇所の現地調査から始まり、9月23日及び24日の審査においては、初めての試みとして、各課ごとの審査を行いました。今後検証し、改善していきたいと思います。

提出された決算書や主要施策成果表及び監査委員の意見書などをもとに、詳細に審査を行い、本委員会に付託された8件の決算を、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

審査の過程での主な内容を報告いたします。

総務課については、住宅使用料の滞納について、住宅以外の滞納もあるかもしれない、村民である以上相手に寄り添った対応をしてほしいとの質疑があり、再三面談を行い、子どもたちにも応援をしてもらうよう話をしたとの答弁でした。

関連して、徴収職員の配置について質疑があり、再任用職員を配置し、臨戸訪問、法的手段の調査等を専門に行っているとの答弁がありました。

次に、台風による避難場所について、分校のトイレの改修、発電機の設置等について質疑があり、発電機10基購入予定と、トイレ改修についても対応を行うとの答弁でした。

次に、企画観光課については、廃止路線バス代替運行委託について、5,000万円あまりの委託料が支払われており、国・県の補助等の見込みはないのか、また今後の見通しはとの質疑があり、現在、実証実験3年のうちの2年目にあたり、県からの補助金は満額で664万円ありますが、平均乗車密度1.0以上などのさまざまな条件が必要となるとのことでした。今後は、事業者にも早く4条申請を取得してもらい、併せて5年間は事業の継続をお願いしたいとの答弁がありました。

次に、住民税務課について、海岸漂着ごみに対するごみステーションの設置が集落にできないかと質疑があり、年に1回は各集落住民に協力いただき作業を行っており、またボランティア等で作業を行っている方もおられるとお聞きしますので、

今後は集落とも話し合いをし、設置が可能なのかも含め、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、保健福祉課について、在宅医療について、今後どのように推進していかれるのかとの質疑があり、人口減少に伴い、利用者も減少しておりますが、高齢者が増加することから、今後とも事業の推進を図り、併せて介護手当について、現金給付以外の支給についても何かできないものか検討していきたいとの答弁がありました。

次に、産業振興課について、農林漁業者奨学金研修助成基金の活用についての質疑があり、漁業研修にも活用できないかとありました。現在のところは、農業研修に対しての助成を行っておりますが、今後、漁業者がグループ研修等で活用できるのか検討していきたいとの答弁がありました。

次に、建設課について、災害復旧整備を含め、県道、村道の管理を徹底すべきではと質疑がありました。大雨などが降りますと、道路の側溝から土砂があふれ出ることがあり、危険をもたらす可能性もありますので、今後は定期的に点検を行い、土砂を取り除くようにしていきたいとの答弁でした。

次に、教育委員会について、通学路の安全性についての質疑があり、ブロック塀等の危険箇所の対応策については、学校のブロックは高さを切断して安全確保にとめた、また集落内の通学路での危険な箇所については、通学路を変更する等の対応したとの答弁がありました。

次に、各特別会計の決算状況については、本年度も全体的に見ても黒字決算であり、健全な財政運営が行われていることは大変喜ばしいことであります。

簡易水道において、戸円、名音の浄水場のあり方について、信頼を得るための説明が必要ではないかとの質疑に、防護柵等を設置し、集落の代表に見てもらおう計画をしているとの答弁でした。

次に、国民健康保険において、人間ドックの助成について質疑があり、国保加入者に対し助成をしており、村民への周知も行っているとの答弁でした。

最後に、当委員会では、委員長の報告と併せて、議会の意見を取りまとめているので、意見として取り上げていただくよう申し上げ、令和元年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、委員長報告を終わります。

ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたが、決算審査特別委員

会は議長を除いて、すべての議員が委員となっております。

したがって、認定第1号から認定第8号までの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これから、各認定議案の討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号、令和元年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和元年度大和村一般会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定するに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和元年度大和村一般会計歳入歳出決算については、認定することと決定いたしました。

次に、認定第2号、令和元年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和元年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和元年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することと決定いたしました。

次に、認定第3号、令和元年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和元年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和元年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することと決定いたしました。

次に、認定第4号、令和元年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和元年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定するに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和元年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、令和元年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和元年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和元年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することと決定いたしました。

次に、認定第6号、令和元年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和元年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和元年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することと決定いたしました。

次に、認定第7号、令和元年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和元年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和元年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号、令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員会の意見について、お諮りいたします。

本意見を議会の意見として、村長に提出いたしたいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の意見を議会の意見として、村長に提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました次期定例会等の本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和2年第3回大和村議会定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

閉会 午後1時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 奥 田 忠 廣

大和村議会議員 勝 山 浩 平

大和村議会議員 民 文 忠